

建設業構造改善 推進プログラム

若者に魅力ある建設業を目指して

監修●建設省建設経済局建設業課
建設省建設経済局建設振興課

編著●建設業構造改善研究会

大成出版社

推薦のことば

構造改善推進プログラムは、建設省において平成元年3月30日に策定されましたが、構造改善事業は建設業界と行政が一体となって推進していくべきものであり、現在、業界などに対してこのプログラムの普及啓蒙活動を行っているところであります。

今後、関係各位のご協力を頂き、平成元年度を「構造改善元年」と位置付け、構造改善のテーマであります「若者に魅力ある建設業」を目指して、建設業の産業構造の近代化を図ってまいります。

本書は、構造改善推進プログラムの全文を収録するとともに、プログラムの策定経緯、位置づけ、建設業を取り巻く状況、プログラムに係る諸施策等を盛り込んでわかりやすくとりまとめられており、本書が構造改善事業に取り組む方々にとってプログラムの理解の一助となることを期待して、推薦のことばといったします。

平成元年5月

建設省建設経済局建設業課長

村瀬興一

建設省建設経済局建設振興課長

桜田光雄

目 次

①	はじめに	1
②	「構造改善推進プログラム」策定の経緯	2
1.	建設業の現状と課題	2
2.	「21世紀への建設産業ビジョン」と中央建設業審議会の答申	2
3.	構造改善事業の推進	3
③	構造改善推進プログラム	5
④	構造改善の推進について（通達）	23
⑤	中央建設業審議会第3次答申	24
1.	答申骨子	24
2.	答申本文	26
⑥	建設業の現況	36
1.	建設投資	36
2.	建設業者	39
3.	建設労働者	41
4.	生産組織	44
5.	企業経営	47

〔参考〕

1.	構造改善推進会議	51
2.	技術者の専任制について	54
3.	共同企業体運営指針	58
4.	元請・下請関係合理化指導要綱について	68
5.	建設労働力をとりまく現況と課題	72
6.	建設業のI I(Industrial Identity)戦略について	83

1 はじめに

平成元年3月30日、建設省建設建済局は、「構造改善推進プログラム」を策定するとともに、構造改善事業の推進を図るべく関係機関への通達を行った。

このプログラムは、昭和63年5月の中央建設業審議会の第3次答申で示された構造改善に向けての諸施策のうち、当面平成元年度から3年間に重点的に実施すべき事業を選定し、そのねらい、事業内容、事業の進め方等を明らかにしたものである。

本書は、構造改善の推進に携わる関係者が、このプログラムを理解する上で参考となるよう、プログラムに係わる関連資料を取りまとめたものである。

2 「構造改善推進プログラム」策定の経緯

1. 建設業の現状と課題

- (1) わが国の建設業は、国民総生産の2割近くに相当する建設投資を担い、全産業就業人口の1割近くを抱えており、国民生活と産業活動の基盤となる建設生産物を供給する基幹産業であるとともに、来るべき21世紀に向けてますます高度化、多様化する建設需要に的確に応え、より豊かな経済・社会の創造に一層の貢献を果たすべく、活力と魅力にあふれた産業として発展を遂げることが望まれている。
- (2) しかしながら、現状を見ると、不良不適格業者が不当に建設市場に参入していること、圧倒的多数を占める中小零細企業における経営基盤が脆弱であること、元請・下請関係など生産形態が複雑で合理化すべき面が見られること、若年労働者の確保が困難であること等、産業構造や企業経営の面で解決すべき様々な問題点を抱えており、これらの諸問題を解決していくことが喫緊の課題となっている。

2. 「21世紀への建設産業ビジョン」と中央建設業審議会の答申

- (1) 61年2月、建設産業ビジョン研究会において「21世紀への建設産業ビジョン」がとりまとめられた。本ビジョンでは、建設業は、企業及び業界の近代化、合理化、生産性の向上、需要の創出、新分野への進出等に自ら積極的に取り組む「活力ある挑戦的な産業」に脱皮することが必要であると提言している。
- (2) この提言を受けて、建設大臣から中央建設業審議会に対して61年2月25日、次の4項目について諮詢された。
 - ① 建設業の許可要件等の在り方
 - ② 経営事項審査制度の在り方
 - ③ 共同企業体等の在り方
 - ④ 産業構造の改善を進めるための諸方策
- (3) ①、②については、62年1月、「今後の建設産業政策の在り方について（第1次答申）」がなされ、これを受け、特定建設業の許可基準の改正、監理技術者制度の整備等を内容とする建設業法の改正を行った（62年6月6日公布、63年

6月6日施行)。

③については、62年8月、「今後の建設産業政策の在り方について（第2次答申）－共同企業体の在り方－」により、建設大臣に共同企業体の活用は、適正・明確な基準に基づき行うべきとする等の内容の答申を行うとともに、同内容をもって主要公共発注機関に対し建議を行った。これを受け各発注機関の行う共同企業体運用基準の策定等について助言・指導等を行うとともに、建設業者による共同企業体運営の適正化に資するため、共同企業体運営指針を策定し、その普及、活用を図っている。

これらの政策は、「技術と経営に優れた企業」が成長しうる条件整備を行うために講じたものであり、現在、その定着を図っているところである。

3. 構造改善事業の推進

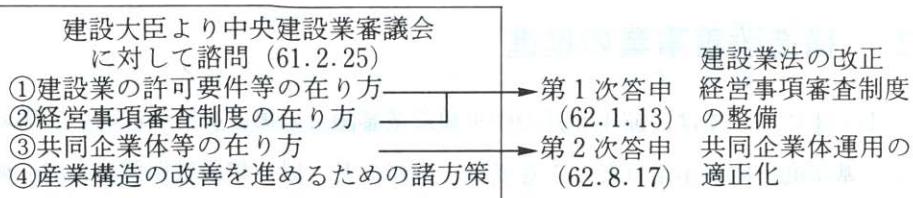
- (1) ④については、63年5月の中央建設業審議会の第3次答申において構造改善の基本的方向が示されたことを受け、同年8月（財）建設業振興基金内に構造改善センターを設け、30億円の構造改善基金を設置する等、構造改善事業の推進体制が整備された。建設省ではより実効ある建設業の構造改善事業を推進するため、構造改善推進会議における議論等により得られた業界のニーズを踏まえ、本年3月、平成元年度から3年間にわたって重点的に実施すべき事業を選定し、その実現に向け具体的方策を示した「構造改善推進プログラム」を策定した。
- (2) 建設業の構造改善は、個々の企業及び業界団体等の自主的努力が不可欠であるが、平成元年度よりは、このプログラムに示された方策に従い、業界と行政が一体となって「活力と魅力にあふれた建設産業」、「若者にとって魅力ある建設産業」の実現を目指し、建設業の構造改善に取り組んでいくこととしている。

建設業の構造改善事業

21世紀への建設産業ビジョン (61.2.1)
 -活力ある挑戦的な産業を目指して-

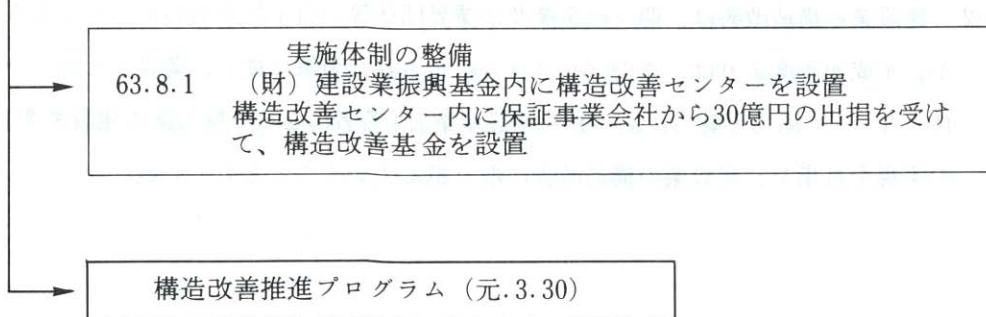
- ①産業組織の合理化
 - ・有効競争確保のための市場条件の整備
 - ・元請・下請関係の改善
- ②企業活動の活性化
- ③良質な労働力の確保

↓ → 建設業許可審査事務のOA化



第3次答申 (63.5.27)
 構造改善の基本的方向

- ①元請・下請構造の在り方を中心とした、合理的分業関係の形成
- ②企業基盤の強化・活性化



↓
 事業の実施

③ 構造改善推進プログラム

構造改善推進プログラムのポイント

1. 本プログラムは、第3次答申で示された諸施策のうち、行政の支援が必要なものについて、事業の緊急性、重要性の観点から平成元年度からの3年間に重点的に実施すべき事業を選定したものである。事業の選定に当たっては、業界のニーズを基本とするため、業界の有識者からなる構造改善推進会議を設置し、その場での意見を基本とした。
2. 本プログラムにおいては、「活力と魅力にあふれた建設産業」を目指し、
 - ① 不良不適格業者の排除
 - ② 建設生産システムにおける新しいルールの確立
 - ③ 生産性の向上
 - ④ 若年建設従事者の確保の四つの課題を緊急に取り組むべき課題として設定し、この課題解決のため、直ちに着手すべき10事業を重点として選定することとした。
3. 構造改善推進会議においては、若年労働者の確保について議論が集中したが、この問題は、単独の課題として、解決がなされるものではなく、労働条件の改善、雇用の安定、若者の入職促進・人材の活用、産業イメージの向上等の多方面にわたる課題が必要で、答申で示された構造改善そのものの推進によってはじめて可能となるものである。その意味では、「活力と魅力にあふれた建設産業」の実現を目指すべく策定された本プログラムは、「若者にとって魅力ある建設産業」を目指す行動計画としての意味を併せてもつものである。

構造改善推進プログラム

(平成元年3月30日)
建設省建設経済局

i 趣 旨

建設産業は、国民生活と産業活動の基盤となる建設生産物の供給を担うわが国の基幹産業であり、来るべき21世紀に向けてより豊かな経済・社会の創造に一層の貢献を果たすべく、活力と魅力あふれた産業として、発展を遂げることが望まれているところである。このため、建設省においては、昭和61年2月に「21世紀への建設産業ビジョン」を策定し、行政の課題として技術と経営に優れた企業が成長し得る条件の整備を、また業界の課題として元請・下請間の新しいパートナーシップの確立と企業活動の活性化をそれぞれ示したところである。

こうしたビジョンの指摘に沿って、中央建設業審議会から第1次、第2次の答申が行われ、これまでに建設業法の改正及び経営事項審査制度とJV制度の抜本的な改善を行ったところであるが、さらに、昨年5月27日に中央建設業審議会から第3次の答申がなされた。

この第3次答申は建設業法の改正等によって技術と経営に優れた企業が成長し得る条件整備が図られたことを受け、ビジョンにおいて業界の課題とされた建設生産システムの在り方と企業基盤の強化・活性化について具体的な取り組みの方向を示すとともに、これに対する建設業行政としての支援の在り方を明らかにしたものである。

今後、この答申に沿って業界・行政一体となった構造改善事業の推進が行われるべきであるが、より実効ある事業の推進を確保するためには、各事業の緊急性、重要性に基づくプライオリティーを明らかにし、計画的、重点的な取り組みを行うことが不可欠である。

本プログラムは、こうした考え方方に立って、第3次答申で示された諸施策のうち行政の支援が必要なものについて、当面、平成元年度から3年間に重点的に実施すべき事業を選定し、そのねらい、事業内容、事業の進め方等を明らかにするものであり、同時に(財)建設業振興基金内に設けられた構造改善センターの行うべき構造改善事業の方向を示すものである。その際、第3次答申で示された構造改善の方向においては、業界による自主的な取り組みが不可欠とされていることから事業の選定に当たっては、業界のニーズを基本とすることとし、業界の有識者からなる構造改善推進会議

を設置し、ニーズの把握を行った。

なお、本プログラムに示された事業の実施に当たっては、必要に応じ、発注者の協力を要請するとともに、(財)建設業振興基金内に設けられた「構造改善基金」及び建設業振興策等を有効に活用するものとする。

また、本プログラムの運用において、建設業をめぐる状況の変化等により、新たに取り組むべき課題が生じた場合には、業界のニーズを踏まえ、他の事業とのプライオリティーを考慮し、弾力的に事業の実施を行っていくものとする。

ii 重点事業選定の基本方針

本プログラムにおいては、「活力と魅力にあふれた建設産業」を目指すため、不良・不適格業者の排除、建設生産システムにおける新しいルールづくりの確立、生産性の向上、若年建設従事者の確保の四つの課題を緊急に取り組むべき課題として設定し、この課題解決のため直ちに着手すべき事業を本プログラムの第一期期間中（平成元年～平成3年度）に推進すべき重点事業として選定することとした。

構造改善推進会議においては、本プログラムの策定に当たり様々な角度から議論がなされたが、もっとも早急に業界全体で取り組むべき課題として、多くの委員から指摘があったのは、建設業の若者離れを背景に、如何にして「若者にとって魅力ある建設業」を実現し、若者を建設業に迎え入れるかということである。意欲と活力にあふれる若年建設従事者を確保することは、建設産業全体にとって基本的重要課題であり、これらの建設従事者を主として直接に雇用する専門工事業や中小総合工事業のみならず、建設産業界全体として取り組むべき課題である。

また、この問題は、単独の課題として解決がなされるものではなく、解決には労働条件の改善、雇用の安定、若者の入職促進・人材の活用、産業イメージの向上等の多方面にわたる課題の解決が必要である。したがって、この問題の解決は答申で示された構造改善そのものの推進によってはじめて可能となるものである。その意味では、「活力と魅力にあふれた建設産業」の実現を目指すべく策定された本プログラムは「若者にとって魅力ある建設産業」を目指す行動計画としての意味を併せて持つものである。

（参考 構造改善推進プログラム全体図）

iii 重点課題

1 不良・不適格業者の排除

「技術と経営に優れた企業」が成長し得る条件整備を行うことは、活力と魅力にあふれた建設産業を築くためにも、ぜひとも必要である。このうち、昭和62年6月には、特定建設業の許可基準の改正、経営事項審査制度の整備、監理技術者制度の整備等を内容とする建設業法の改正が行われた。このうち、技術者制度は、2年間は経過措置が講ぜられ、平成2年6月から全面施行となる。

また、共同企業体活用の適正化に関しては、昭和62年8月に中央建設業審議会から、共同企業体から不良不適格業者を排除し、本来の趣旨に沿った適正な共同施工の確保を徹底しようとする答申・建議がなされた。

これらの制度はいずれも「技術と経営に優れた企業」が成長しうる市場の条件を整備するものであって、構造改善を進めるためには不可欠であり、本プログラムの計画期間中に新制度の定着を図る必要がある。

2 建設生産システムにおける新しいルールの確立

建設生産は、総合工事業と専門工事業及び設計者、資材メーカー等の分業関係により成り立っている。こうした分業関係を前提に業者間の契約締結、価格決定さらには、人材の養成等の面において、適正なルールが確立し、合理的な分業関係が成立しなければ、効率的な建設生産システムの実現は不可能である。

特に、現在不足が叫ばれている技能工は直接的に専門工事業が雇用している場合が多いが、技能工の育成については、専門工事業だけでなく、業界全体で取り組んでいく必要があり、この面からも、ルールづくりを早急に行う必要があるといえる。

一方、現在は、建設業の好況の中で、業界において今が総合工事業・専門工事業、（元請・下請）を中心とする建設生産システムにおける新しいルールづくりに絶好の機会であるとの認識が広く見られる。

このため、現行の元請・下請関係合理化指導要綱の改訂を行うとともに、総合工事業・専門工事業等建設生産を担う業界相互間で協議を行う場を設け、建設生産システムにおけるルールづくりを行っていく必要がある。

3 生産性の向上

発注者のニーズに応え、良好な品質の建設生産物を適正な価格で供給することは、産業としての基本的使命であるが、これにとどまらず、将来の労働力供給を勘案して、

省力化を進め、さらに経営基盤の強化によって労働・雇用条件の改善を実現するためにも生産性の向上は不可欠の課題である。このため、経営管理能力の向上と技術開発等による生産システムの高度化、効率化を図り、生産性の向上を実現する必要がある。

経営管理能力の向上については、経営改善を行うに当たっての指導体制の確立と経営管理におけるOA利用の促進方策を講ずる。

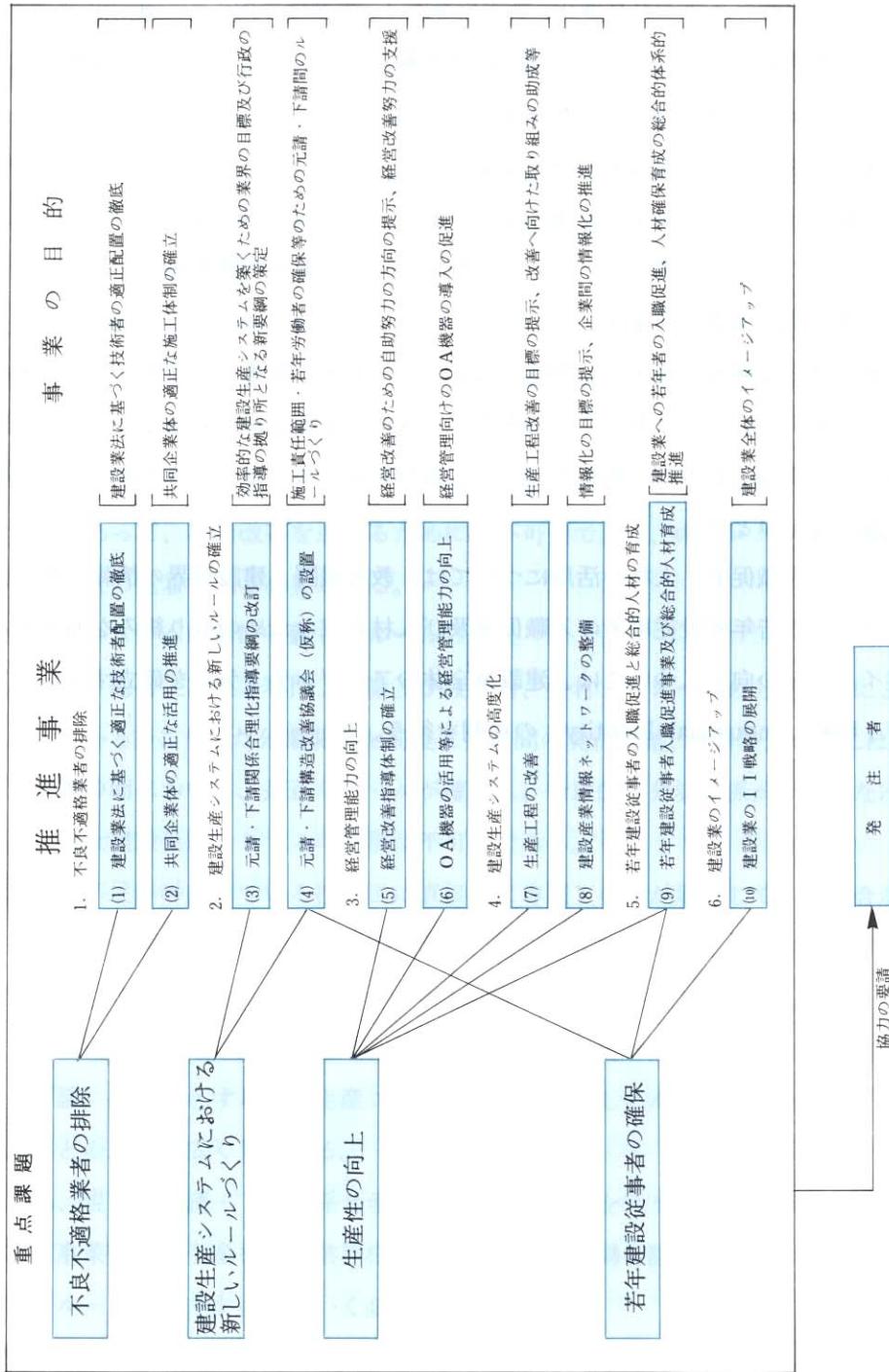
建設生産システムの高度化の面では、ロボット化・プレハブ化等に向けた技術開発や生産性向上の取り組みの方向を示すことにより、生産工程改善を促進するとともに、建設生産における情報ネットワークの整備に向けた事業の推進を行うこととする。

4 若年建設従事者の確保

若年建設従事者の確保は、前述したように、単独の課題として解決されるものではなく、雇用の安定、労働条件の改善等がなされて達成されるものであるが、本重点課題においては、若者の入職促進・人材の活用や産業イメージの向上についての事業を実施するものとする。

若者の入職促進・人材の活用については、教育機関と建設業界の情報交換を密にする等による若年建設従事者の入職促進及び人材育成のための取り組みを盛り込み、産業イメージの向上については、建設業全体のアイデンティティを確立するため建設業II戦略（Industrial Identity）の展開を行う。

構造改善推進プログラム全体図



iv 構造改善推進プログラム事業メニュー

1 不良不適格業者の排除

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 建設業法に基づく適正な技術者配置の徹底 | 12 |
| (2) 共同企業体の適正な活用の推進 | 13 |

2 建設生産システムにおける新しいルールの確立

- | | |
|-------------------------|----|
| (3) 元請・下請関係合理化指導要綱の改訂 | 14 |
| (4) 元請・下請構造改善協議会（仮称）の設置 | 15 |

3 経営管理能力の向上

- | | |
|--------------------------|----|
| (5) 経営改善指導体制の確立 | 16 |
| (6) OA機器の活用等による経営管理能力の向上 | 17 |

4 建設生産システムの高度化

- | | |
|---------------------|----|
| (7) 生産工程の改善 | 18 |
| (8) 建設産業情報ネットワークの整備 | 19 |

5 若年建設従事者の入職促進と総合的人材の育成

- | | |
|----------------------------|----|
| (9) 若年建設従事者入職促進事業及び総合的人材育成 | 20 |
|----------------------------|----|

6 建設業のイメージアップ

- | | |
|------------------|----|
| (10) 建設業のＩＩ戦略の展開 | 22 |
|------------------|----|

事業分類	不良不適格業者の排除	事業名	建設業法に基づく適正な技術者配置の徹底						
事業のねらい	<p>○建設工事の適正な施工の確保のためには、技術者の適正な配置が必須であるが、建設業法の改正に伴い、工事現場における国家資格者の重要性が高められたとともに、技術者の専任制を担保するために、指定建設業監理技術者資格者証（資格者証）制度も、新たに設けられたところである。</p> <p>○本事業は、建設業法に基づく技術者の適正配置、特に資格者証制度の的確な運用等を確保するための方策を検討するものである。</p>								
事業内容	<p>○資格者証制度の運用を的確に行うためには、建設工事現場における実態を把握する必要があり、そのための調査を行うこととする。</p> <p>また、その調査を通じ、改正建設業法の趣旨の徹底も図るものとする。</p> <p>調査の内容は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工管理体制の状況 ・技術者の配置状況、有資格状況 ・下請契約の管理状況 <p>○上記調査を受け、資格者証制度の運用が開始されるに先立ち、資格者証制度の運用方針を策定する。</p> <p>○資格者証制度の運用状況（専任制度の遵守状況）を踏まえつつ、建設業法に基づく技術者の適正配置の確保の方策を検討する。</p>								
事業の進め方	<p>○初年度においては、当面、資格者証制度の運用開始に対応して、工事現場の実態調査の実施、資格者証の運用方針の策定を行うこととする。</p> <p>○2年度以降は、資格者証制度の運用の状況、問題点を把握するとともに、建設業法に基づく技術者の適正配置の確保の方策の検討を進めてゆくものとする。</p>								
事業計画表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>初 年 度</th> <th>第 2 年 度</th> <th>第 3 年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査の実施と改正法の周知 ・資格者証制度の運用方針の策定 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・資格者証制度の運用状況の把握と問題点の整理 ・建設業法に基づく技術者適正配置の確保の方策の検討 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法に基づく技術者適正配置の確保の方策の拡充 </td></tr> </tbody> </table>	初 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査の実施と改正法の周知 ・資格者証制度の運用方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格者証制度の運用状況の把握と問題点の整理 ・建設業法に基づく技術者適正配置の確保の方策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法に基づく技術者適正配置の確保の方策の拡充 		
初 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度							
<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査の実施と改正法の周知 ・資格者証制度の運用方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格者証制度の運用状況の把握と問題点の整理 ・建設業法に基づく技術者適正配置の確保の方策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法に基づく技術者適正配置の確保の方策の拡充 							

事業分類	不良不適格業者の排除	事業名	共同企業体の適正な活用の推進									
事業のねらい	○中央建設業審議会の答申・建議（「今後の建設産業政策の在り方について（第2次答申）－共同企業体の在り方－」）に基づき、不良・不適格業者の参入、施工の非効率性等共同企業体の活用に伴う弊害を防止とともに、建設業の健全な発展を図るため、業界等への助言・指導を通じて共同企業体の活用目的に即した適正かつ円滑な共同施工を確保する。											
事業内容	○共同企業体運営指針の普及、活用 共同企業体の適正な運営に資するため、運営委員会、現場運営組織、諸規程等について策定される指針についてパンフレット、運営指針解説書等の作成、配布等を通じ、その普及、活用を図る。 ○助言・指導体制の整備 運営実態の調査、運営指針に基づく運営改善指導等のため、既設の「共同企業体適正運営推進協議会」の場を活用した体制の整備を行う。											
事業の進め方	○共同企業体の適正化に向けて、学識経験者、業界団体、構造改善センター、発注機関よりなる「共同企業体適正運営推進協議会」の下に設置された「共同企業体適正化部会」により、運営指針の普及、助言・指導体制の整備等の事業を推進していく。											
事業計画表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>初 年 度</th> <th>第 2 年 度</th> <th>第 3 年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・共同企業体運営指針の普及（パンフレット等の作成、普及キャンペーンの実施） ・助言・指導体制の整備</td> <td></td> <td>→</td></tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td></tr> </tbody> </table>	初 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度	・共同企業体運営指針の普及（パンフレット等の作成、普及キャンペーンの実施） ・助言・指導体制の整備		→					
初 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度										
・共同企業体運営指針の普及（パンフレット等の作成、普及キャンペーンの実施） ・助言・指導体制の整備		→										

事業分類	建設生産システムにおける新しいルールの確立	事業名	元請・下請関係合理化指導要綱の改訂
事業のねらい	○元請・下請の分業関係からなる建設生産システムをより効率的なものに改善するうえで、建設業者の目標となるガイドライン及び行政の建設業者に対する指導の拠り所とすべく、中建審答申を踏まえ、現行の元請・下請関係合理化指導要綱の見直しを行い新要綱を策定するとともに、新要綱の周知・徹底及び遵守のための体制づくりを行うものである。		
事業内容	○新要綱は、元請・下請対等な経済主体としてのパートナーシップを確立するとともに、双方が機能的に補完しあう合理的な分業関係を確立し、効率的な建設生産システムの構築等を図るための元請・下請双方の役割及び技術と経営に優れた建設業者を目指すための目標を掲げるものとする。 [主要項目] ①適正な施工体制の確立 · 技術者の専任制の確保、下請台帳の整備、「技術と経営に優れた」優良な企業の選定 ②新しいパートナーシップの形成 · 合理的な契約の締結、施工責任範囲の明確化、価格決定のルール化、元請の代金支払等の適正化等 ③技術と経営に優れた建設業への脱皮 · 経営管理の強化、生産性の向上、雇用管理等の向上、人材の確保・養成 ④新要綱遵守のための体制づくり ○新要綱の周知・徹底は、業界に対してはもちろんのこと、都道府県の業行政担当部局、発注者、設計者等に対して広くキャンペーンを展開するものとする。 ○要綱遵守のため、実効ある体制づくりを行うものとする。 ○計画年度内に新要綱の策定を行うとともに、新要綱の周知、遵守の体制の整備を行う。 そのため、要綱の改訂にあたっては、建設省内に学識経験者、行政、発注者、業界その他からなる新指導要綱改訂委員会（仮称）を設け、検討を行い、平成元年度内に新指導要綱を策定する。なお、検討にあたっては、業界に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、業界の実情を十分踏まえ、より実効性のあるものとする。		
事業計画表	初 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度
	・新要綱の策定 ・新要綱の周知（解説書作成）	・新要綱の周知（キャンペーン） ・遵守体制の整備	—————
その他の	○新要綱に盛り込まれた項目の具体化、フォローアップを図るため、元請・下請構造改善協議会（仮称）の活用を図る。		

事業分類	建設生産システムにおける新しいルールの確立	事業名	元請・下請構造改善協議会（仮称）の設置						
事業のねらい	<p>○元請・下請の分業関係からなる建設生産システムを適正化するためには、元請・下請の各企業間において、合理的な契約に基づく適正な価格形成が行われる必要がある。</p> <p>そのためには、各企業間における施工責任範囲や価格決定を行うための一定のルール・基準等が必要である。このため、元請と下請（総合工事業と専門工事業）の代表者等が協議をし、これらのルールづくりを行う場として、元請・下請構造改善協議会（仮称）を設けるものである。</p>								
事業内容	<p>○元請・下請間において協議し、取り決めていかねばならない問題点は、非常に広範に及び、また、元請と下請の間で円滑に協議を行うため、協議を行う項目の設定、問題点の解決に向けての方策のたたき台の作成等の準備作業を協議会の開催に先立って行う。</p> <p>○元請・下請及びオブザーバーとしてその他の関係者からなる協議会の設置を行い、元請・下請間におけるルール・基準等を作成していくとともに、それらの遵守のための方策を講じる。</p> <p>[協議項目例]</p> <p>①施工責任範囲の明確化のためのルール・基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種ごとの標準施工要領書、作業標準 ・適正な価格形成が実現するための基準・ルール ・業種ごとの下請契約約款の策定 <p>②若年労働者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能者の賃金、休日等の労働条件の向上を図るための元下双方の在り方 ・若年労働者に対する訓練に係る元下双方の在り方 <p>○当面、全国的規模の業界団体の参加による協議会を設置し、その後、建設産業団体連合会（建産連）等が中心となって、地域版の協議会を設置していく。</p> <p>○計画年度内に、準備・検討を行い、中央に協議会を設置するとともに、条件の整った地域において地域版の協議会を設置する。</p> <p>○その際、協議会の準備・検討、運営に当たっては構造改善センターが事務局となって進める。</p>								
事業計画表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>初 年 度</th> <th>第 2 年 度</th> <th>第 3 年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・準備検討委員会設置 ・協議会設置に向けた準備・検討 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会（中央）設置・運営 ・協議会（地方）の設置・運営 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会（中央）運営 </td></tr> </tbody> </table>	初 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ・準備検討委員会設置 ・協議会設置に向けた準備・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会（中央）設置・運営 ・協議会（地方）の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会（中央）運営 		
初 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度							
<ul style="list-style-type: none"> ・準備検討委員会設置 ・協議会設置に向けた準備・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会（中央）設置・運営 ・協議会（地方）の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会（中央）運営 							

事業分類	経営管理能力の向上	事業名	経営改善指導体制の確立												
事業のねらい	<p>○経営改善が必ずしも自助努力のみによっては円滑に行われがたい経営基盤の脆弱な中小建設業を対象として、自助努力の方向等を示す一方、経営者等研修を通じて自主的かつ効果的な経営改善努力の実現を支援するとともに、的確な助言・指導を経営者に専門的になしうる人材（建設業経営アドバイザー（仮称））の養成に向け、経営改善指導体制の整備の推進を図る。</p>														
事業内容	<p>○建設業経営巡回診断・指導事業の実施 建設業団体において一定の資格等を有する者に対し、傘下企業を巡回して各企業の経営の診断、指導にあたる業務を委託する方式により行う。 〔建設業振興基金助成事業、事業実施主体＝各県協会等の建設業団体〕</p> <p>○業種別経営改善指導指針の策定 業種別経営改善指導指針を策定し、個々の企業が経営改善に向けての自助努力をする際の指針とともに、元請の下請に対する指導や建設業経営巡回診断・指導事業の指針としても活用することにより中小建設業経営の近代化の促進を図る。</p> <p>○建設業経営者等研修の実施 建設業の経営改善を進めるについては、後継者を含む経営トップの経営近代化のための意識改革が必要であることから、これらの者を対象とした効果的な研修の実施を通じ、自主的経営改善努力の醸成を図る。</p>														
事業の進め方	<p>○建設業経営巡回診断・指導事業については、平成元年度より事業を実施する。</p> <p>○業種別経営改善指導指針については、業界団体、コンサルタント、中小企業診断士、財建設業振興基金からなる経営改善指導指針策定研究会を設置し、指導指針の策定、その普及、活用方策等について検討を行う。</p> <p>○建設業経営者等研修については、建設業経営者等研修企画委員会（業界、学識者、行政で構成）を設置し、対象者、規模、カリキュラム等を検討のうえ実施する。</p>														
事業計画表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>初 年 度</th> <th>第 2 年 度</th> <th>第 3 年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・経営改善指導指針の策定</td> <td>・経営改善指導指針の普及</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・建設業経営巡回診断・指導事業の実施</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・建設業経営者等研修企画委員会の設置</td> <td>・建設業経営者等研修の実施</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	初 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度	・経営改善指導指針の策定	・経営改善指導指針の普及	→	・建設業経営巡回診断・指導事業の実施		→	・建設業経営者等研修企画委員会の設置	・建設業経営者等研修の実施	→		
初 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度													
・経営改善指導指針の策定	・経営改善指導指針の普及	→													
・建設業経営巡回診断・指導事業の実施		→													
・建設業経営者等研修企画委員会の設置	・建設業経営者等研修の実施	→													

事業分類	経営管理能力の向上	事業名	OA機器の活用等による経営管理能力の向上						
事業のねらい	○建設業、とりわけ中小建設業において立ち遅れているOA機器の導入を促進し、経営管理業務への円滑な活用を図ることにより、建設業経営の近代化を推進する。								
事業内容	○OA化導入指針の策定 OA機器の導入を促進し、一般管理事務、原価管理から、経営計画にいたるまで、OA機器の幅広い有効活用に資するための指針を策定し、併せて優良ソフトの認定等についても検討を行う。 〔指針においては、導入段階別システムの最低限の基準を示し、これに合致したシステムについては認定、補助等のインセンティブを与えることで、ソフトメーカーの建設業者向けソフト開発の取組みの支援等も検討する〕								
	○建設業者が使用可能な既存のソフトについて、その経済性、効率性等を調査し、建設業者のOA化を推進する観点から、企業規模別等の区別により有効なソフトをカタログ等の形式で表示したものを作成することにより、意欲ある建設業者の便宜に供するものとする。								
	○業種別・企業規模別OA化実態調査 業種別、企業規模別にOA化実態調査を行い、事例紹介カタログ作成、OA化導入指針作成、優良ソフト認定に反映させる。								
事業の進め方	○業界団体、ソフトメーカー、建設業振興基金等からなるOA化導入指針検討WGを設置し、優良ソフト認定、OA化導入指針策定を行う。								
事業計画表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>初 年 度</th> <th>第 2 年 度</th> <th>第 3 年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ OA化導入指針検討WGの設置 ・ OA化導入の優良事例の調査等</td> <td>・ OA化導入指針の普及 ・ OA化促進策の調査研究</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	初 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度	・ OA化導入指針検討WGの設置 ・ OA化導入の優良事例の調査等	・ OA化導入指針の普及 ・ OA化促進策の調査研究	→		
初 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度							
・ OA化導入指針検討WGの設置 ・ OA化導入の優良事例の調査等	・ OA化導入指針の普及 ・ OA化促進策の調査研究	→							

事業分類	建設生産システムの高度化	事業名	生産工程の改善
事業のねらい	<p>○建設業の生産システムは、多様な業種・規模の多くの建設業者と資材メーカー等の分業関係により成り立ち、生産工程が複雑であることや、現地屋外生産・単品受注生産等という特異性により、製造業に比べると生産性の伸びも鈍く、オートメーション化、ロボット化等も立ち遅れているとの指摘がある。</p> <p>これに対し、一部ではロボット化、プレハブ化等に向けた技術開発や、様々な単位でTQC、VE等の生産工程改善への努力がなされているが、業界全体での労働力対策及び生産性向上対策という意味での取り組みとしては、不十分な面がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、省力化、生産性の向上に向け、施工のロボット化やプレハブ化、生産組織や作業工程の効率化等の目標を提示するとともに、それらの実現に当たっての取り組みに対する支援を行うものである。</p>		
事業内容	<p>○建設技術開発会議における成果を踏まえつつ、生産工程改善への取り組みを行うに当たっての指針となるよう重点分野、基本的方向、量的目標等を含めた生産工程改善の目標及び促進の方向を明らかにする。</p> <p>○上記目標を受け、生産工程改善に向けての条件を整備するとともに、助成等の方策を講ずる。</p> <p>[方策例]</p> <p>①元請・下請間、業界団体等による共同研究・開発のための支援</p> <p>②生産工程改善に係る税制の拡充</p> <p>③TQC、VE等の生産工程システムの効率化のための運動についての発表大会、表彰制度等の推進</p>		
事業の進め方	<p>○生産工程改善の目標を定めるに当たっては、構造改善センターが事務局となり、学識者、行政、業界の代表者からなる委員会を設け、業界の実情、ニーズを十分把握することとする。</p> <p>○助成、促進方策の実施に当たっては、研究・開発に係る既存の諸制度の活用を図るとともに、新たな制度の創設及び税制の改正に向けた検討を行い、推進に努めるものとする。</p>		
事業計画表	初 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度
	・生産工程改善目標の策定	・生産工程改善方策の検討 ・一部事業（研究助成等）の実施	・事業の推進

事業分類	建設生産システムの高度化	事業名	建設産業情報ネットワークの整備						
事業のねらい	○建設業者及び協力業者間の情報交換、資材納入業者との間の受発注関連情報等、各種建設工事に係る情報交換の円滑化を通じ、建設産業全体の振興を図る。これについては、昭和63年2月23日以来、建設産業情報ネットワーク（C I—NET／Construction Industry Network）研究会（会長；中村英夫 東京大学工学部教授）において検討を行っており、今年度末に報告書の形で提出される予定である。								
事業内容	<p>○平成元年度以降については、研究会を中心として以下の検討を行う。</p> <p>(1)建設産業情報化ビジョンの作成</p> <p>ネットワークの効果的活用等を中心としつつ、建設産業の情報化を一層推進するため、「建設産業情報化ビジョン」を作成し、情報化を進めるうえで必要な基本的課題とその解決方策等について検討を進める。具体的には、以下の点について検討を行う。</p> <p>①OA化のための人材育成方策</p> <p>②ネットワークを活用した建設現場の情報化、省力化推進方策</p> <p>③ネットワークを活用した元請・下請、資材の受発注における契約事務の適正化方策</p> <p>④ネットワークを活用した建設業許可行政庁等監督官庁への届出等の情報提供の推進方策</p> <p>⑤ネットワークを活用した建設業経営の合理化方策</p> <p>⑥建設産業の企業間の情報交換等の推進</p> <p>(2)建設産業標準ビジネスプロトコルの作成</p> <p>研究会の報告に基づき、建設産業標準ビジネスプロトコル（標準文書フォーマット、標準資材コード、標準データフォーマット）の作成を進める。</p> <p>(3)C I—NETモデルシステムの開発</p> <p>標準ビジネスプロトコルの作成に併せつつ、報告書において提案された①総合工事業者・専門工事業者間情報交換モデルシステム、②建設業者・資材納入業者間情報交換モデルシステムについて開発を進め、モニター制度等を活用しながら機能を拡充し、平成3年度を目途に事業化を目指す。</p> <p>○C I—NET研究会を中心として上記の検討を進めるほか、セミナー、シンポジウムの開催等を通じた建設産業情報化推進方策の普及啓蒙等を行う。</p> <p>○ゼネコン、サブコンへのメリット及び活用方法等を明確にしながら検討を進める。</p>								
事業計画表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>初 年 度</th> <th>第 2 年 度</th> <th>第 3 年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報化ビジョン」の作成 ・標準ビジネスプロトコルの作成 ・モデルシステムの開発 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・指定モニター制度等によるモデルシステムの利用実験 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・モデルシステムの普及・促進 </td> </tr> </tbody> </table>	初 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報化ビジョン」の作成 ・標準ビジネスプロトコルの作成 ・モデルシステムの開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定モニター制度等によるモデルシステムの利用実験 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデルシステムの普及・促進 		
初 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度							
<ul style="list-style-type: none"> ・「情報化ビジョン」の作成 ・標準ビジネスプロトコルの作成 ・モデルシステムの開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定モニター制度等によるモデルシステムの利用実験 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデルシステムの普及・促進 							

事業分類	事業名	若年建設従事者入職促進事業 及び総合的人材育成
事業のねらい		<p>○建設業が国民生活の基盤となる住宅・社会資本整備の担い手として、健全に発展し、良質な生産物を効率的に生産していくためには、若年者の建設業への入職を促進し、更には、入職後の若年者をはじめとする建設従事者に対し、技術・技能、経営管理等の各分野にわたる人材の育成を総合的・体系的に推進し、将来の建設生産の中核的担い手を確保する必要がある。</p> <p>このためには、建設業が若者にとって魅力ある就業の場となるようにしていくことが重要であり、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①月給制、直用化の推進等による雇用の安定化 ②賃金水準の向上、週休2日制の導入等の労働条件の改善 ③若者が将来の見通しをもてるような就業体系の確立 ④教育・訓練体制の整備 <p>等を図る必要がある。</p> <p>また、若年者の建設業への入職促進の隘路に係る側面的要因として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①若年者の受入れ側である建設業界と若年者の送り出し側である学校側の相互理解が必ずしも十分でないこと。 ②建設業界のイメージが悪いこと。 ③建設業者において求人活動が必ずしも十分に行われていないこと。 <p>等が指摘されており、これらの問題についても対応を図る必要がある。</p> <p>以上のような課題に対処するため、次の事業を実施することとする。</p>
事業内容		<p>(1)雇用・労働条件の改善</p> <p>建設労働者の雇用の安定、労働条件の改善、就業体系の確立、建設業総合人材開発基本指針の策定、教育・訓練体制の整備を図るための具体的方策について検討を行う。</p> <p>(2)「若年建設従事者入職促進協議会（仮称）」の設置</p> <p>昭和63年度に（社）東京建設業協会においてモデル事業として実施した若年建設従事者入職促進協議会の成果を踏まえて、平成元年度以降、各都道府県ごとに設置する。</p> <p>(3)若年者の入職促進に資するPR活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高校生求人用の建設業PRパンフレット・映画を作成する。 ②プロジェクト見学会を実施する。 <p>(4)建設業者の共同求人活動の促進</p> <p>中小建設業者が共同で効率的な求人活動を行うための方策等を検討す</p>

る。

(5)労働事項評価マニュアルの策定

教育機関が建設業者の労働事項に関する状況を的確に把握し、より的確な就職指導を行えるようにするため、建設業者の労働条件等に係る評価マニュアルの策定、普及を図る。

事業の進め方

- 雇用・労働条件の改善等の具体的方策の検討については、学識経験者、建設業界、行政等からなる「若年建設従事者確保対策検討委員会（仮称）」を計画初年度に設置し、計画年度内に具体的方策の検討を行い、逐次成果を得たものから実施していくこととする。また、建設業総合人材開発基本指針の策定についても、「建設業総合人材開発基本指針策定研究会（仮称）」を設置し、検討を進める。
- 「若年建設従事者入職促進協議会（仮称）」の全国的な展開に当たっては、労働省等とも連携を取りながら、進めることとする。
- 労働事項評価マニュアルは教育機関、建設業界、学識経験者等からなる「労働事項評価マニュアル検討委員会（仮称）」を設け、検討を行い計画初年度に策定する。さらに計画第2年度にその普及策の検討を行い、計画年度内にその普及体制の整備を行う。

事業計画表

初 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度
・「若年建設従事者確保対策検討委員会（仮称）」の設置 ・建設業総合人材開発基本指針の策定 ・都道府県毎に「若年建設従事者入職促進協議会（仮称）」を設置・運営 ・PR活動の企画・実施 ・共同求人活動の方策等の検討	・雇用・労働条件等改善方策の検討 ・同指針に基づく事業の計画及び実施	・雇用・労働条件等改善方策の検討及び実施
		→
・労働事項評価マニュアルの策定	・労働事項評価マニュアル普及策の検討	・共同求人活動の実施 ・労働事項評価マニュアルの普及体制の整備
		→

事業分類	建設業のイメージアップ	事業名	建設業のII戦略の展開						
事業のねらい	<p>○建設業は、高度な技術力をもって国民生活と産業活動の基盤づくりを担う基幹産業として、社会に貢献しているにもかかわらず、前近代的側面が強調されやすい面がある等、イメージの悪さが指摘されているところであり、今日業界で深刻な問題となっている建設業からの若者離れの要因の一つとなっている。</p> <p>建設業のイメージを向上していくためには、まず、賃金、休日、雇用形態等の雇用条件及び作業環境の改善を図ることが基本であるが、同時に建設業が持っている魅力をアピールするとともに、建設業に対するいたずらな誤解を解き、業界においても一般の人々に与えるイメージを念頭に置いた取り組みを行っていく必要がある。</p> <p>本事業は、こうした観点から、これらの取り組みを「建設業のII(Industrial Identity)戦略」と称し、建設業全体のイメージアップに向けての具体的な方策を検討し、推進方策を講ずるものである。</p>								
事業内容	<p>○「建設業のII戦略」には、企業単位及び業界単位の両面から、多角的な取り組みを行っていく必要があり、また、業界内の意見にとどまらず、広告業界、マスコミ等他の業界からの意見をも広く取り入れて進める必要がある。</p> <p>そのため、総合工事業、専門工事業、広告業界、マスコミ等の代表者からなるII戦略検討委員会(仮称)を設置し、II戦略プログラムを策定する。</p> <p>[II戦略プログラムの基本柱]</p> <p>①建設現場の改善（外部に対するショーウィンドウとしての現場の改善） 制服の改善、外部に開かれた現場の実現、現場環境の整備</p> <p>②建設業に係わる用語のイメージアップ（土木作業員、御施工様等）</p> <p>③マスメディアへのアピール（自らの身体を動かし、生産基盤・産業基盤を創造していく建設業本来の使命・魅力を正しくアピールする。）</p>								
事業の進め方	<p>○II戦略の展開に当たっては、II戦略検討委員会(仮称)によるII戦略プログラムを受け、それぞれの方策ごと企業単位あるいは、業界単位での推進機関を設け事業実施していく必要がある。</p> <p>なお、本推進方策の多くの事業は、基本的には業界が主体となって取り組んでいくものであり、事業によっては、通常の構造改善推進事業費とは、別枠で事業費を調達していく必要がある。</p>								
事業計画表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>初 年 度</th> <th>第 2 年 度</th> <th>第 3 年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・イメージアップのためこれまで行われてきた事例集の作成 ・II戦略検討委員会(仮称)においてII戦略プログラムを策定 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラムに基づいた事業の推進 </td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	初 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージアップのためこれまで行われてきた事例集の作成 ・II戦略検討委員会(仮称)においてII戦略プログラムを策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムに基づいた事業の推進 	→		
初 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度							
<ul style="list-style-type: none"> ・イメージアップのためこれまで行われてきた事例集の作成 ・II戦略検討委員会(仮称)においてII戦略プログラムを策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムに基づいた事業の推進 	→							

4 構造改善の推進について（通達）

（建設省経構発第6号）
平成元年3月30日

建設業者団体の長 あて

建設省建設経済局長

構造改善の推進について

国民生活と産業活動の基盤造りを担う基幹産業として、国民のニーズと信頼に的確に応え得る産業構造を形成することは建設業にとって喫緊の課題となっている。

建設業の構造改善については、去る5月、中央建設業審議会より、「今後の建設産業政策の在り方について（第3次答申）—建設業の構造改善について—」の答申が行われたところであるが、これを受けて、建設省としては、今般、別添の通り「構造改善推進プログラム」を定め、関係機関との連携のもとに重点的かつ計画的な構造改善事業の推進を図ることとしたところである。

もとより、答申において示されたとおり、構造改善の推進は、業界自身の努力が基本となるべきものであり、今後、総合工事業、専門工事業等からなる合理的な分業関係の形成と企業基盤の強化・活性化に向けて貴団体および会員各位の一層積極的な取組みをお願いしたい。

（建設省経構発第7号）
（平成元年3月30日）

各都道府県知事あて

建設省建設経済局長

構造改善の推進について

標記について、別添のとおり、関係建設業者団体に対し通知したところであるが、建設業における構造改善の重要性にかんがみ、貴職におかれても、所管建設業者団体に対し適切な指導を行われたくお願いする。

（建設省経構発第8号）
（平成元年3月30日）

中央公契連加入機関担当課長 あて
都道府県土木部長

建設省建設経済局建設業課長

構造改善の推進について

標記について、別添の通り、建設経済局長より関係建設業者団体に対して通知されたので参考まで送付する。

5 中央建設業審議会第3次答申

1. 答申骨子

本答申は、建設業が高度化する国民のニーズに的確に対応し、より高品質・高性能の建設生産物を効率的に生産し、魅力と活力にあふれる産業を目指し、産業構造の高度化を行うべく構造改善の方向を示したものである。

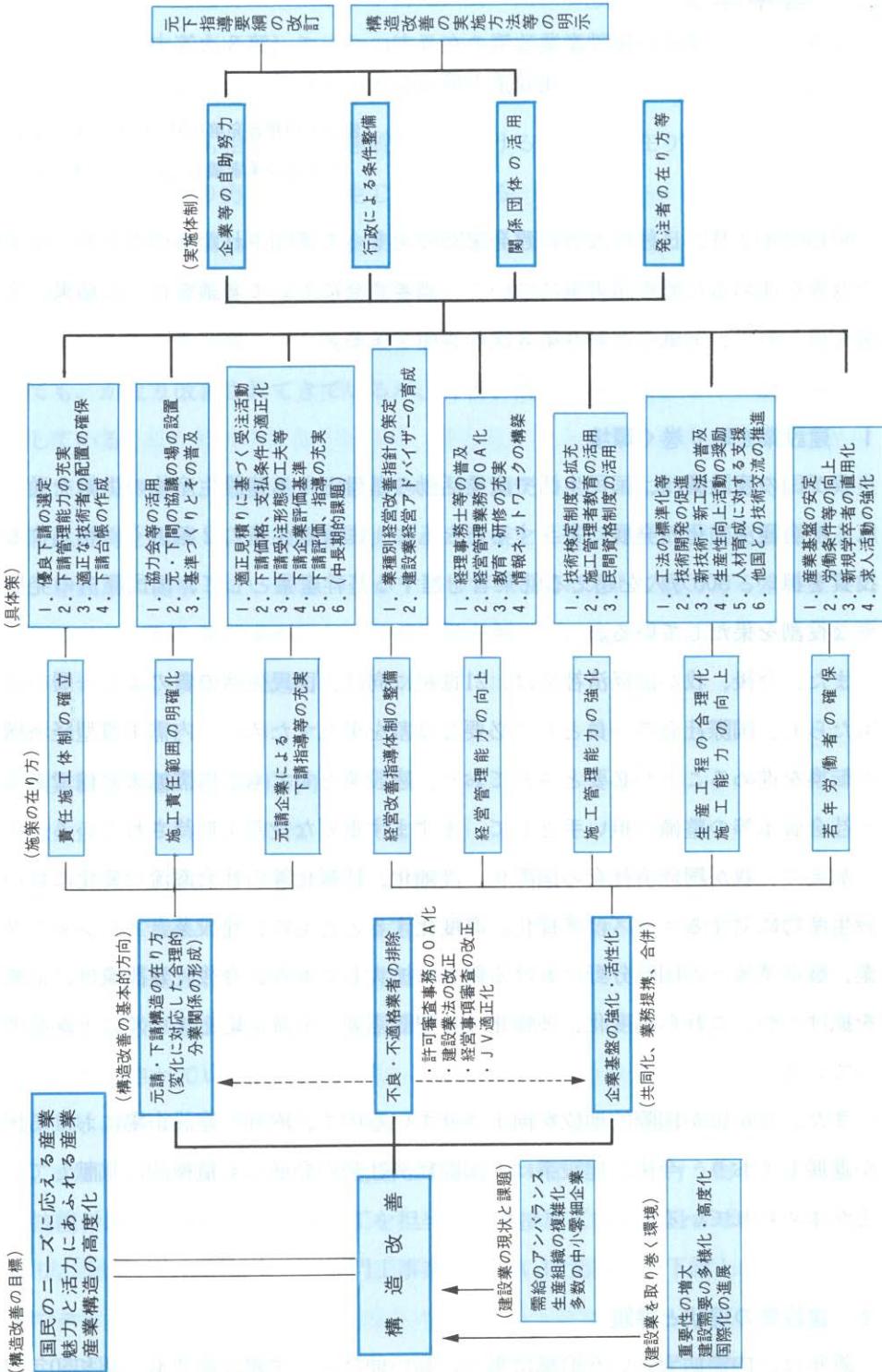
構造改善の基本的方向としては、建設生産システムの中から不良・不適格者を排除し、発注者、設計者、元請・下請が自らの役割と責任を果たしつつ、意思の疎通を十分密にすることによって、効率的生産システムの形成を行うことである。それを実現するためには、個々の企業基盤の強化・活性化を行い、元請・下請構造の在り方を中心とした、合理的分業関係の形成が必要であるとしている。

元請・下請構造の改善施策としては、各企業が責任施工体制の確立を行うとともに、各企業間の施工責任範囲の明確化を行い、適正な契約、価格関係を築くことがその柱であり、加えて元請による下請指導の充実が必要とされている。

企業基盤の強化・活性化としては、経営改善指導体制の整備、経営管理能力の向上、施工管理能力の強化、生産工程の合理化、施工能力の向上、若年労働者の確保がその主要項目として挙げられている。

また、答申は、建設生産システムにおける発注者・設計者の役割の重要性を指摘するとともに、構造改善の実施体制の在り方についても述べている。

建設業の構造改善（全体図）



(別 紙)

2. 答申本文

今後の建設産業政策の在り方について（第3次答申）

——建設業の構造改善について——

〔建設省中建審発第10号 昭和63年5月27日〕

中央建設業審議会会長から 建設大臣あて

昭和61年2月25日付建設省経建発第35号をもって諮問された事項のうち、産業構造の改善を進めるための諸方策について、当審議会において審議を行った結果、その結論を得たので、別紙のとおり第3次の答申をする。

1 建設業を取り巻く環境

我が国の建設業は、国民生活や産業活動の基盤となる建設生産物の供給を通じて、広く社会経済文化の発展に寄与するとともに、国民総生産の2割近くに相当する建設投資を担い、500万人を超える就業者を擁する基幹産業として、国民経済の発展に重要な役割を果たしている。

また、今後、我が国経済社会は、21世紀に向け、国民生活の質のより一層の向上をもたらし、国際社会の一員として必要な役割を果たすために、内需主導型経済構造への転換を進めることが必要とされており、建設業としても、内需拡大の柱である住宅・社会資本等の整備の担い手として、ますます重要な役割を期待されている。

加えて、我が国経済社会の国際化、高齢化、情報化等の社会潮流の変化に伴い、建設生産物に対するニーズは多様化、高度化するとともに、建設業とエンジニアリング業、製造業等との国際分野における競合は拡大しており、今後、建設業は、活動領域を拡げつつ、これら高度化、多様化する建設需要に的確に応えていくことが必要となっている。

また、我が国が国際的地位を向上させている中で、内外の建設市場における国際化が進展しており、今後、建設業は、国際経済社会の発展にも積極的に貢献していくことが求められている。

2 建設業の現状と課題

近年は、内需拡大という追風に乗り、高い伸びを示す建設需要も、昭和50年代後半は、低迷を続け、こうした需要動向の中、依然として需給のアンバランスを底流とし

つつ、建設生産システムにおいては、下請依存度の上昇、下請の重層化、特定一社への専属度の低下、一部総合工事業者の下請化、受・発注形態の多様化等の現象が進行したことが特徴としてあげられる。この結果、多様な分業関係から形成される建設業の生産組織は、一層複雑なものとなり、建設需要の多様化、ソフト化、建設技術の高度化、専門化の流れとも相まって、建設生産における各機能の在り方、特に、元請・下請間の機能分担の在り方に変化を生じさせている。

また、経営基盤の脆弱な中小零細企業が圧倒的多数を占め、厳しい受注競争の中、経営状況の改善、労働条件の向上等が立ち遅れている、元請・下請関係に不合理な面が残存している等の産業構造や企業体質の面で、従来より指摘されている様々な問題についても、かなり改善されてきているが、今後、解決に向けて、より一層の努力を必要としている。

こうした状況の中で、建設業が将来にわたり、国民のニーズに的確に応え、より良質な建設生産物を提供し、活力と魅力あふれる産業として、社会的評価を獲得するとともに、建設業に従事している者、しようとしている者に対して魅力ある基幹産業になるためには、これら建設業が内包する諸問題を解決し、産業構造の改善、高度化を図っていくことが、喫緊の課題となっている。

3 建設業構造改善の基本的方向

(1) 建設生産システム

建設業の対象は、国土の基盤を成す大規模なものから、国民の生活に深く関連する日常的なものまで幅広く、また、その生産様式における特性（総合組立生産、単品受注生産、現地屋外生産、労働集約的生産）から建設生産システムは、一般的に様々な規模、業種の複数の建設業者とともに、設計者、資材メーカー等多様な産業の分業関係により、形成されている。

このうち、建設業がその根幹をなす施工体制に着目すると、発注者、設計者の意図を受け、企画力、技術力等総合力を発揮して業種間の管理監督を行う総合的管理監督機能と技能労働力を活用して工事施工を担当する直接施工機能の組合せによって行われており、それを総合工事業——専門工事業、あるいは元請——下請としてとらえることができる。

企画、調査、設計、保守等エンジニアリング部門の拡大や、個別企業の受注、施工形態の変化は予想されるものの、このような施工体制は、今後とも建設業の基本構造

として、存続するものと考えられる。

(2) 構造改善の基本的視点

建設業が、多様化し、高度化する社会のニーズに対応し、国土空間を築いていく基幹産業として課せられた期待に応え得るためには、建設生産システムの中から、不良・不適格者を排除するとともに、発注者、設計者、元請、下請の各々全てが、自らの役割と責任を果たしつつ、意思の疎通を十分密にすることにより、良質な建設生産物を適正価格で提供し得る効率的生産システムを形成する必要がある。

このうち、建設市場からの不良・不適格業者の排除については、「技術と経営に優れた企業」が成長する条件整備として、業界の自助努力を補完する観点から、62年1月の「今後の建設産業政策の在り方（第1次答申）」を踏まえた建設業法の改正、建設業許可のOA化等を始めとする諸方策、及び62年8月の同第2次答申に基づいた共同企業体の活用の適正化についての諸方策等が講じられているところである。

一方、現在の建設生産システムにおいては、企業基盤が脆弱な中小零細企業が多く、施工能力の向上や技術開発の推進に立ち遅れが見られ、企業間における契約、価格等のルールの面でも不合理な面が見られるとともに、必要以上に複雑化した施工形態が発生している。さらに、市場条件についても、品質と価格による競争の推進に対応できるよう整備する必要がある。

建設業は、その特性により、元請と下請という各々の機能分担の組合せにより、生産活動が行われているが、一面で、下請の重層化の増加等が、生産システムの効率を低下させている面があるのみならず、下請選定が経済的のみに片寄る等適正を欠いた業者選定が行われる傾向があることにより、「技術と経営に優れた企業」を目指す意欲のある企業の成長が妨げられる面がある。また、元請との強い従属関係を有する下請や経済的優位性から片務的関係が一部で残存している等のため、責任分担が不明確で契約の合理化、価格の適正化、さらには、市場条件整備を行う上で、支障となるなど、個々の企業の自助努力だけでは、解決し得ない問題が現在の元請・下請構造の中に存在している。

これらを踏まえ、効率的生産システムを形成する上で、もっとも効果的な方策の在り方を考えると、当面講すべき構造改善方策としては、元請・下請構造を切り口として、建設生産システムの検討を行い、これを軸として、発注者、設計者を含めた建設生産システム全体の適正化に向け、諸方策を講ずるべきである。

なお、建設業の構造改善は、広範にわたる課題であり、今後、必要に応じ、さらに、

検討を深め、具体的方策を講ずるべきである。

(3) 構造改善の基本的方向

近年の建設業を取り巻く状況、多様化・高度化する社会のニーズを背景として、元請・下請構造は、多次元化・複合化するとともに、元請・下請間の機能分担の在り方が変化し、その明確化が求められている。

このような状況の下、規模に拘らず「技術と経営に優れた企業」を目指す意欲のあふれる企業が機能分担の在り方の変化に的確に対応するとともに、合理的な分業関係が形成されるよう元請・下請構造の構造改善を行っていく必要があり、このため、元請・下請各々の企業基盤の強化を行うとともに、不必要的下請の重層化を防止し、適正な契約関係を築くことにより、責任分担範囲を明確化し、国民のニーズに応えて、より高品質、高性能な建設生産物を生産し、安定した産業基盤の確立に業界が積極的に努めるよう条件整備を行うべきである。

なお、元請・下請構造は、それぞれの業種、規模及び地域によって、異なった状況にあり、この違いを踏まえた構造改善方策が検討されるべきである。

4 元請・下請構造の在り方

建設需要のソフト化、多様化や建設技術の高度化、専門化は、建設業の分業関係の在り方、特に、元請・下請間の機能分担の在り方に変化を促すとともに、これら在り方の変化に的確に対応することにより、合理的な分業関係を形成することを強く要請している。しかも、これら在り方の変化の方向、速度等は、企業規模、業種により異なっており、建設生産に携わる個々の企業は、これら在り方の変化に対して、自らの業種特性、企業規模、さらには発注形態に応じて的確に対応することが必要である。

このため、個々の企業及び業界団体は、以下のことを基本的方向として、分業関係の在り方の変化に的確に対応し、合理的な分業関係を形成するよう自ら積極的に努力するとともに、行政としても、これらの取組みを支援するため、従来の施策に加え、新たな構造改善方策を講ずる必要がある。

(1) 責任施工体制の確立

建設工事の適正かつ効率的な施工を確保するためには、建設生産を分担する個々の企業が、分担する工事分野において、課せられた役割と責任を的確に果たすこと（＝責任施工）が極めて重要である。しかも、現在生じている分業関係の在り方の変化、特に、元請・下請間の機能分担の在り方の変化に対する的確な対応が求められている

ことに鑑み、よりレベルアップした責任施工体制を確立することが必要となっている。

すなわち、下請は、各々の能力に応じて、部分一式等多様な業種・工程を担うことができるよう努める一方、分担する工事分野において、直接施工のみならず施工管理をも自らが行い得る体制（＝自主的施工管理体制）を確立する必要がある。また、元請は、分担する工事分野における直接施工、施工管理はもちろんのこと、業種・工程間の総合的な施工管理及び下請の適切な指導監督を行いうる体制（＝総合的管理監督体制）を一層強化する必要がある。

このような責任施工体制を各々の工事ごとに確保するとともに、一括下請、不必要的重層下請を排除するためには、元請は、優良な下請を選定しつつ、一定の下請管理能力を有する現場代理人等を配置し、下請の施工形態等を的確に把握する必要がある。更に、元請・下請を問わず、施工に携わる個々の企業は、技術者の配置を適正に行う必要があり、このためには、建設業法において主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに配置すること、特に一定金額以上の公共性の高い工事について、専任で配置することを義務付けている制度が遵守されることが必須の条件である。このうち、下請の施工形態等の把握の充実を図るために、施工に携わる下請企業の概要、下請工事の内容、下請に対する理由等を記載した下請台帳（仮称）の作成を義務付ける等の方策を講ずる必要がある。なお、多くの都道府県においては、各々の発注工事に関し、下請報告書提出の義務付け等の措置を講じているところである。

また、適正な技術者の配置のうち、その専任制については、昨年6月の建設業法改正により、指定建設業が係わる公共工事における技術者の専任制確保のため所要の措置を講じたところである。今後、指定建設業以外の公共工事並びに民間工事における技術者の専任制の確保を図るため、専任の主任技術者又は監理技術者の氏名を下請台帳に記載させる等の方策を講じていくことが望ましい。

(2) 施工責任範囲の明確化

元請・下請間の機能分担の在り方の変化を背景として、元請・下請間の施工責任の範囲について、現状では、元請・下請間で合意を欠き、不明確なものとなっており、下請契約、下請価格等をめぐるトラブルの基本的な要因になっていると考えられる。もとより、下請価格は市場メカニズムの中で、形成されるものであるが、これまで、元請・下請間においては、価格決定を行う上で、基本となる基準・ルールが不十分な面があった。そこで、元請・下請間において、合理的な契約関係を築き、適正な価格が形成されるためには、これらの基準・ルール作りを行う必要があり、そのためには、

まず、業種ごとの標準施工要領書、作業標準等を策定すること等により、早急に、施工責任範囲を明確にする必要がある。

これらのことは、下請の自主的施工管理体制を確立する観点からも欠かせないことであり、元請企業においては、個別の企業ごとに、常時発注する下請企業との間で定期的な協議の場を設け、双方が納得できる基準、ルール作りを行っていく必要がある。また、施工責任範囲の統一化、標準化を図る観点から、業界団体を中心となって、地域別及び中央に、元請・下請間の基準、ルール等を協議する場を設けるとともに、協議の場で元請・下請双方の合意のあった基準・ルール等については、業種、企業規模を十分に留意し、その普及を図る必要がある。なお、行政としても、協議の場の円滑かつ有効な運営を確保するため、適切な助言を行うとともに、協議の場で元請・下請双方の合意のあった基準・ルール等については、その普及のために必要な措置を講ずる必要がある。

(3) 元請企業による下請指導等の充実

元請企業においても、より高品質な建設生産物の最も効率的な生産を確保するため、下請企業を支援し、自主的施工管理体制を確立させることが重要な課題となっている。

このため、元請企業としては、適正な見積に基づいた受注活動、下請価格や支払条件の適正化に努める一方、自主的施工管理体制の確立に努めている優良な下請企業に対しては、部分一式等下請発注形態を工夫したり、安定発注に努める必要がある。また、下請選定に当たっての企業評価基準を確立し、公表することにより、経営改善の方向を示す一方、下請企業の業種特性及び企業規模を考慮した下請評価、指導を行うことにより、自主的施工管理体制の確立を目指す意欲と能力のある下請企業を育成する必要がある。

また、中長期的には、元請企業による下請企業の適正な評価・選定・指導を推進するため、経営状況、工事経歴等に関する企業情報を提供するシステム、業種別の標準的下請評価基準、及び下請管理能力・下請指導実績等を加味した元請企業評価基準の在り方等について検討していく必要がある。

5 企業基盤の強化・活性化

元請・下請構造の改善を図るため、元請と下請との間に合理的な分業関係を形成するためには、個々の企業がその企業基盤を強化していくことが基本前提であり、経営管理能力、施工管理能力、施工能力等の向上を通じて企業体质の強化を図ることが必

要である。

このため、個々の企業の自助努力及び業界団体の積極的活動を基本としつつ、行政としてもこれらの自助努力を補完する立場から、下請企業の責任施工体制の確立、企業体質の強化を図るため、従来の施策の一層の活用を図るほか、新たな方策を積極的に講じていく必要がある。

なお、特に企業基盤の弱い中小建設業者について一企業だけで取り組むのが困難な場合には、同業あるいは異業種間において業務提携、合併等共同化を図った上で、強化・活性化を目指すのが有効であろう。

(1) 経営改善指導体制の整備

建設業者が経営方針を設定することは、自ら行う経営改善努力に具体的指針を与えるとともに、元請・下請が自らの方針に合致したパートナーを適切に選択し、合理的な分業関係を築く上でも、重要である。

このような経営方針を実現するため、経営改善を行うに際して、特に企業基盤の脆弱な中小建設業者にあっては、自助努力のみで企業体質の改善・強化を図ることが必ずしも円滑に行われない場合もあると考えられ、このような場合には、建設業経営に関する専門家から適切な助言・指導を受けつつ、経営改善のための企業努力を行うことが望ましく、そのための体制整備を図ることが急務となっている。このため、業界団体が、経営改善の積極的な取り組みを行うとともに、建設業の特殊性を熟知し、的確な経営改善指導を行い得る人材（建設業経営アドバイザー（仮称））の育成を図り、さらに、このような人材を活用して行う経営改善指導の体制作りを進める必要がある。

また、建設業は多種多様な業種・業態によって構成され、これらによって建設生産が成立していることから、経営改善指導は、一律に行われるべきものではなく、業種・業態ごとの特性を踏まえて設定された経営目標や、それを達成するため策定された経営改善指針に基づき行われることが必要である。

(2) 経営管理能力の向上方策

建設業者が適切な経営改善努力により企業基盤を強化していくためには、その前提として、建設業者が、財務内容を的確に把握することができるよう、財務管理、積算・見積、原価管理能力等の経営管理能力の向上を図り、適正価格での受注を行う必要がある。このため、建設業経理事務士等の普及、活用を図るとともに、標準性等を確保しつつ、業種・業態別に経営管理業務等のOA化を促進すること、及び経営管理業務に携わる者に対する教育・研修を行うこと等に対する適切な助成を講ずることが必

要である。

また、様々な情報を効率的に伝達・処理し、各種業務の合理化・高度化に寄与する情報ネットワークの構築等を通じて、情報化に的確に対応した経営管理等を行うことにより、企業基盤の強化・活性化を図ることは、今後の重要な課題であり、その具体的なあり方についての検討を推進する必要がある。

(3) 施工管理能力の強化方策

元請・下請間において定められた施工責任範囲を各々が適正に管理することは、責任施工体制の根幹である。そのため、下請企業がその役割と責任にふさわしい施工管理能力を身につけるとともに、元請企業が業種・工程間の総合的管理能力を充実させる必要があり、技術検定制度の拡充、施工管理者教育の活用等を図るほか、業界団体等が施工管理能力の向上等を目的として自主的に実施している資格制度等の普及・活用を促進する必要がある。

(4) 生産工程の合理化・施工能力の向上方策

今後の建設需要の高度化に的確に対応し、良質な建設生産物の効率的生産を確保していくためには、建設業における品質管理能力の向上を図るとともに生産工程の合理化を図っていくことが必要である。このため、プレハブ化、施工のオートメーション化・ロボット化や工法の標準化を推進するとともに、技術開発を促進するための助成措置や新技術・新工法の普及・活用を推進するための方策が必要であり、また、建設業者が自社の施工責任範囲内において行う生産性向上のための活動のうち、優れたものについて、奨励・促進するための方策を講ずる必要がある。下請企業が責任施工体制を確立するためには、優秀な基幹労働力を確保・育成することが不可欠であり、このためOJT等企業が実施する研修事業のうち一定の指針に適合するものについて助成措置を講ずる等企業が自助努力として行う人材の育成に対し適切な支援を行う必要がある。

また、積極的に他の諸国と技術交流を行うことも必要であり、これは、一面では、国際社会における一員としての責務を果たす意味においても重要で、それに対する助成方策を行う必要がある。

(5) 若年労働者の確保

意欲と活力にあふれる若い労働者を確保することは、主として、直接に労働者を使用する専門工事業や、中小総合工事業のみならず、産業の活性化の意味において建設業全体にとって極めて重要である。このためには、産業基盤の安定を図り、個々の企

業における賃金、休日その他の労働条件等を向上させること及び専門工事業等が新規学卒者等を自ら雇用することを基本として、これらについて、元請を含めて、建設業全体の課題であるとの認識の下に、改善への取り組みを行うことが不可欠である。また、これらの対策の実施に当たっては、個々の企業努力には限界があり、元請を含めた業界団体等による積極的な指導、援助が必要である。このような施策と併せて、関係教育機関に対する建設業への入職促進に係る積極的な活動の展開も有効である。行政においては、これら建設業界の自助努力に対して、積極的な支援を行う必要がある。

6 発注者等の在り方

発注形態は、近年、建設需要の多様化に伴って発注者の総合的判断により、総合工事業者への一括発注、分離発注、コストオン方式等多様化の傾向が見られる。建設生産システムにおいては、元請・下請構造とともにその川上に位置する発注者及び、設計者の在り方も重要である。

特に我が国の建設市場の約4割を占める公共工事における発注の在り方は大きな影響を持っており、62年6月に行われた建設業法の改正の中で、経営事項審査制度の見直しが行われ、公共工事の発注者が、真に「技術と経営に優れた企業」を選定し得るよう条件整備を図ることとしているが、発注の平準化を配慮するとともに、技術開発へのインセンティブにつながる発注の在り方、更には、施工体制への関与の在り方等について効率的な建設生産システムの形成の観点から検討がなされるべきである。また、58年3月に行った「建設工事の入札制度の合理化対策について（第二次建議）」等を踏まえ、的確な予定価格の設定、指名審査の厳正化、発注機関相互の連絡調整の強化等について引き続き、徹底に努めていく必要がある。

また、設計者の役割も、建設需要の多様化、高度化に伴い、その重要性が増しており、発注者から設計者、元請、下請にわたる建設生産システムにおける各々の対話、意思疎通の必要性がますます増大している。今後とも引き続き、施工品質、施工条件等の一層の明確化を図るとともに、効率的な建設生産システムの形成の観点から、設計者をも含めて総合的な検討がなされるべきである。

7 建設業構造改善の実施体制

建設業の構造改善は、より高品質、高性能の建設生産物を生産し、期待される役割を担うよう建設業の不合理な部分の改善を行い、更に一層の産業の高度化を図ること

により、産業基盤の安定化を目指すものであり、個々の企業、業界団体が、自覚を持って、積極的に自主的努力を行っていくことが基本である。行政としては、建設業構造の実態を総合的に調査し、これら自主的努力が、より効果的なものとなるよう条件整備を図るべく諸方策を講じていく必要がある。そのためには現行の「元請・下請関係合理化指導要綱」を改訂し、本答申の内容を盛り込み、同要綱の周知徹底、国、都道府県、業界団体等による指導体制の強化を図る必要がある。また、今後、元請・下請関係の状況等を踏まえ、適宜、指導要綱の見直しを行っていくのが望ましい。

更に、以上述べた建設業構造改善方策の方向については、建設省において、その具体的内容と実施方法等を明らかにするとともに、構造改善の実施に向けた体制づくりを行い、実効性ある実現を期する必要がある。その実施に当たっては、建設業振興基金、建設経済研究所、建設業情報管理センター、日本建設情報総合センター等の財團法人、建設業諸団体、保証事業会社等を十分活用する必要がある。また、特に建設業構造改善における業界団体の果たす役割が大きいことに鑑み、建設業者の組織化、並びに事務局体制の強化等を含めた業界団体の在り方について検討していく必要がある。

6 建設業の現況

1. 建設投資

① 国民総生産と建設投資の推移

昭和50年度に31兆6千億円だった建設投資は、好調に推移して56年度には50兆円台に達した。その後、50兆円前後を一進一退で推移してきたが、昭和61年度以降増加傾向にあり、62年度には対前年度比14.4%増と大幅に増加し、61兆2,200億円となる見込みであり、63年度も堅調に推移し63兆5,600億円となる見通しである。

名　　目 (単位:億円、%)

年 度	国民総生産		建設投資		B/A
	(A)	前年比	(B)	前年比	
40	336,023	10.6	59,531	8.7	17.7
41	395,089	17.6	67,820	13.9	17.2
42	462,394	17.0	84,928	25.2	18.4
43	547,605	18.4	101,915	20.0	18.6
44	649,201	18.6	125,251	22.9	19.3
45	751,520	15.8	146,341	16.8	19.5
46	828,063	10.2	166,763	14.0	20.1
47	965,391	16.6	214,625	28.7	22.2
48	1,166,792	20.9	286,673	33.6	24.6
49	1,381,558	18.4	293,944	2.5	21.3
50	1,522,094	10.2	216,241	7.6	20.8
51	1,711,525	12.4	341,965	8.1	20.0
52	1,900,348	11.0	387,986	13.5	20.4
53	2,087,809	9.9	426,860	10.0	20.4
54	2,254,526	8.0	479,219	12.3	21.3
55	2,451,627	8.7	494,753	3.2	20.2
56	2,596,688	5.9	502,198	1.5	19.3
57	2,723,829	4.9	500,689	-0.3	18.4
58	2,840,583	4.3	475,988	-4.9	16.8
59	3,030,198	6.7	485,372	2.0	16.0
60	3,207,748	5.9	497,300	2.5	15.5
61	3,347,000	4.3	535,000	7.6	15.9
62	3,484,000	4.1	612,200	14.4	17.6
63	3,652,000	4.8	635,600	3.8	17.4

実　　質 (単位:億円、%)

年 度	国民総生産		建設投資		B/A
	(A)	前年比	(B)	前年比	
40	920,277	5.7	191,129	6.0	20.8
41	1,022,099	11.1	203,371	6.4	19.9
42	1,131,824	10.7	239,067	17.6	21.1
43	1,277,091	12.8	277,172	15.9	21.7
44	1,429,939	12.0	319,254	15.2	22.3
45	1,539,154	7.6	351,440	10.1	22.8
46	1,616,881	5.0	395,505	12.5	24.5
47	1,766,279	9.2	467,433	18.2	26.5
48	1,845,693	4.5	493,069	5.5	26.7
49	1,837,978	-0.4	424,637	-13.9	23.1
50	1,908,747	3.9	454,138	6.9	23.8
51	1,996,301	4.6	454,416	0.1	22.8
52	2,102,344	5.3	493,795	8.7	23.5
53	2,212,430	5.2	516,224	4.5	23.3
54	2,328,783	5.3	521,989	1.1	22.4
55	2,421,309	4.0	494,333	-5.3	20.4
56	2,501,588	3.3	500,386	1.2	20.0
57	2,582,409	3.2	497,826	-0.5	19.3
58	2,676,997	3.7	474,034	-4.8	17.7
59	2,812,562	5.1	474,173	-0.0	16.9
60	2,933,327	4.3	488,700	3.1	16.7
61	3,021,000	3.0	533,000	9.1	17.6
62	3,133,000	3.7	602,200	13.0	19.2
63	3,252,000	3.8	622,300	3.3	19.1

(注) 「国民経済計算年報」(経済企画庁)、「建設投資推計」(建設省) より作成。

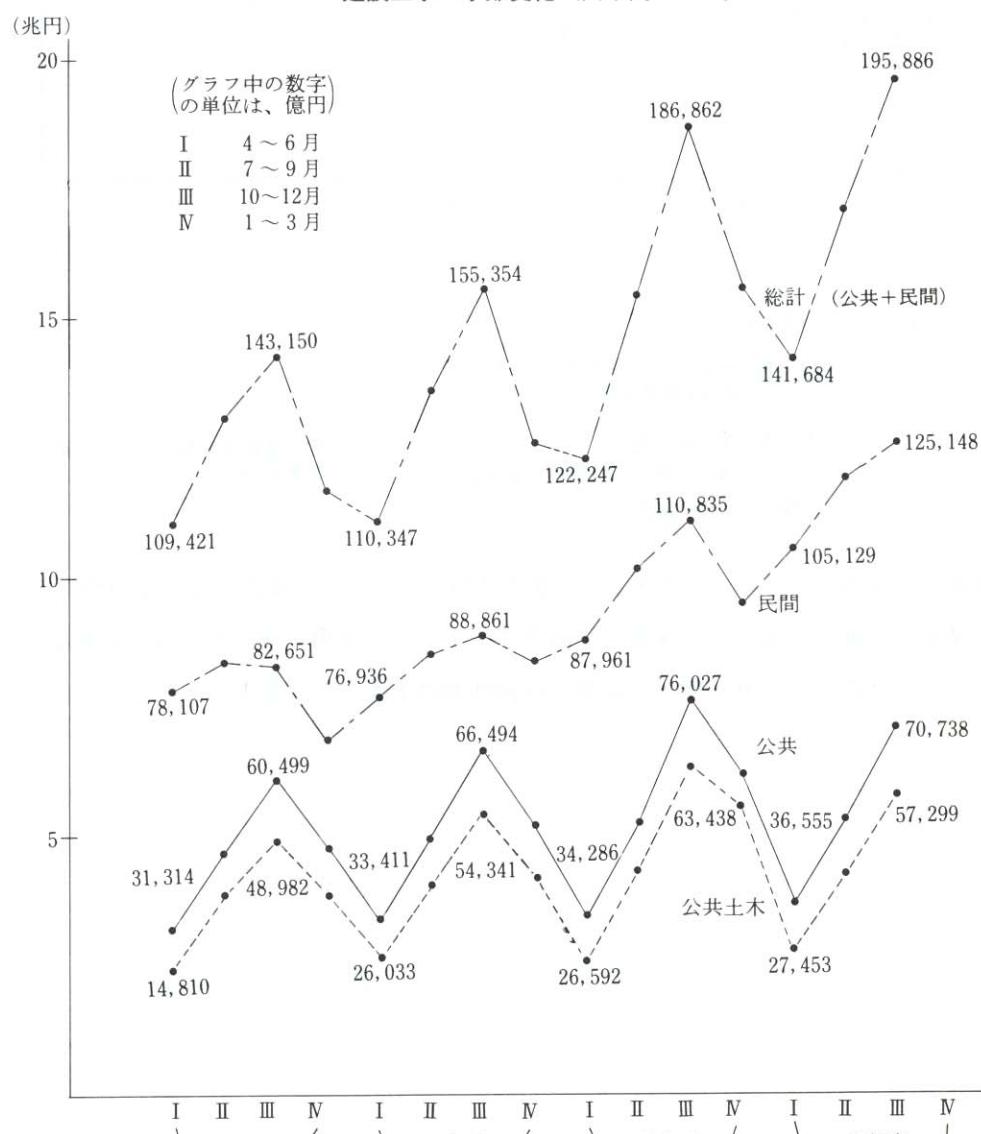
国民総生産の62、63年度は61年度実績値を政府経済見通しの62、63年度伸び率4.1%、4.8%により伸ばしたもの、また、建設投資の61年度は実績見込み、62年度は見込み、63年度は見通しである。

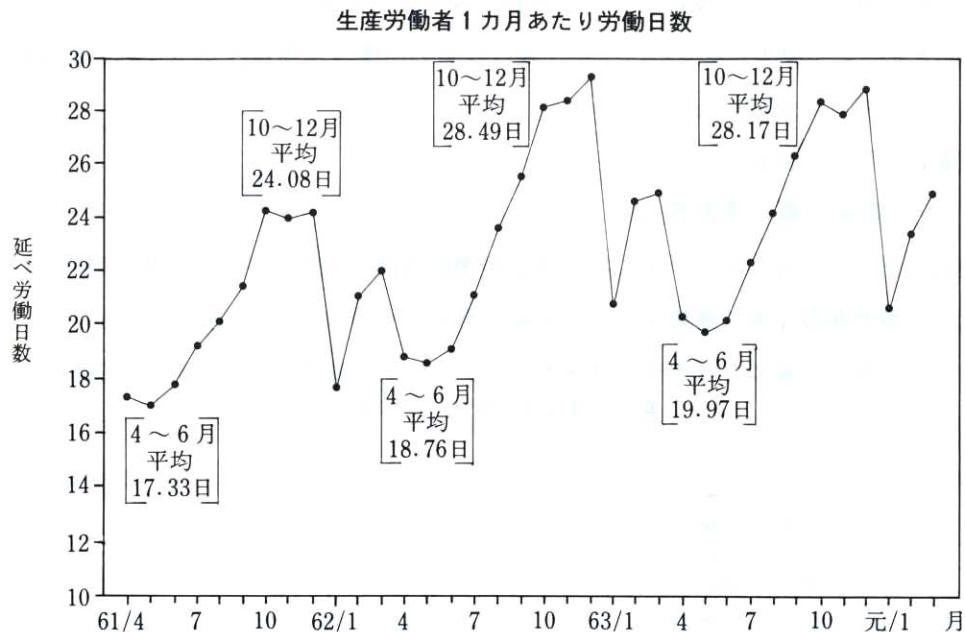
実質値は55年度価格である。

② 建設工事の季節変化

建設工事は、屋外で行われるため工事量の季節変動が大きく、特に公共工事においては、予算単年度主義の影響もあって極めて激しいものになっている。

こうした季節変動は、建設業全体として見ると、ピーク時以外の時期には過剰な生産が発生する。





(注) 延べ労働日数

$$= \frac{\text{建設工事出来高 (60年度価格)}^{\textcircled{1}} \times \text{労働原単位}^{\textcircled{2}}}{\text{建設業就業者数}^{\textcircled{3}} \times 0.7^{\textcircled{4}}} \quad \text{※建設業就業者数のうち、生産労働者の占める割合}$$

① 建設省「建設総合統計」

② " 「建設労働・資材原単位調査」

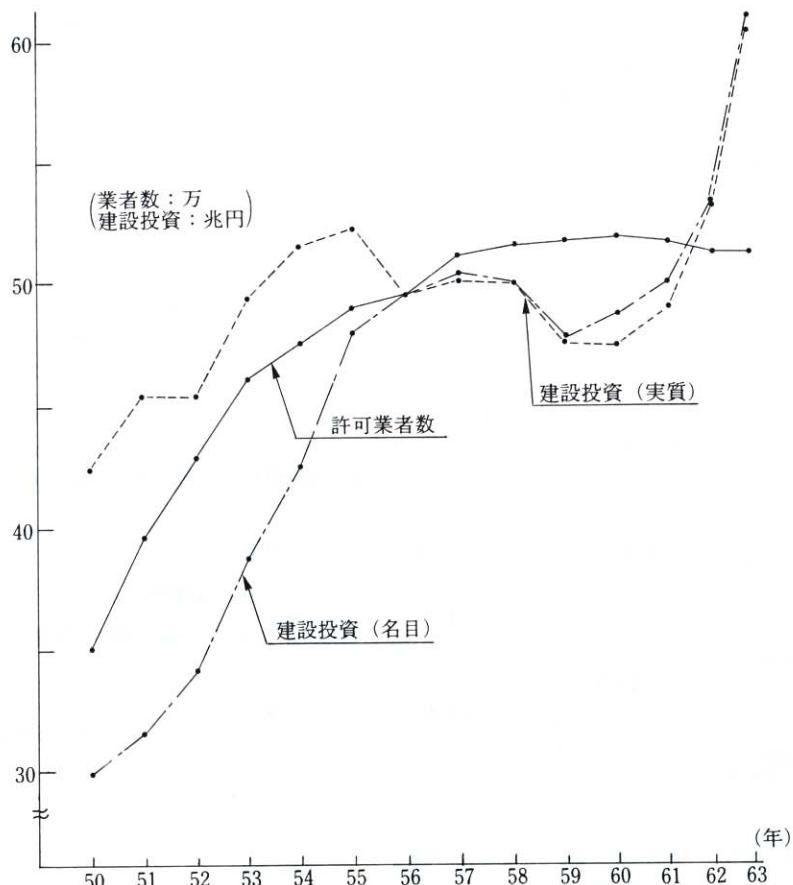
③ 総務庁「労働力調査」

産能力を保有させることとなり、過当競争体质を招く一つの要因となっている。また、産業組織の面から見ても、複雑な下請構造や不安定な雇用形態への依存を余儀なくされている状況が見られ、個々の企業の経営体制にも大きな影響を与えている。

2. 建設業者

① 許可業者数と建設投資の推移

建設業者数を建設業法に基づく許可を受けている者について見ると、63年3月末現在で約51万である。このうち、2以上の都道府県に営業所を置く大臣許可業者は約8600で、これ以外の業者は知事許可業者である。許可業者の推移を見ると、昭和50年から60年までの10年間に1.48倍となっており、建設投資（実質）の停滞下の業者増となっていたが、近年は建設投資の伸びに対し、横這いなし減少傾向である。



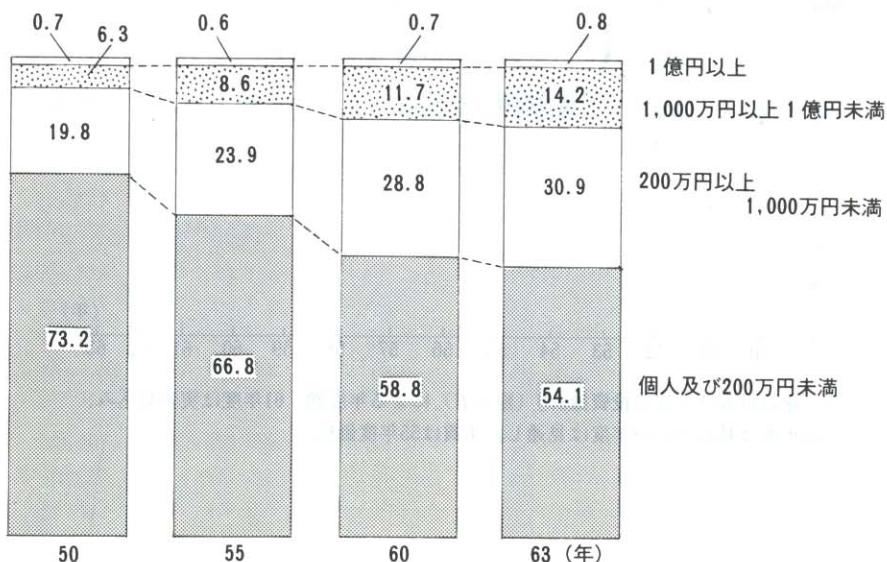
(注) 建設投資は「建設投資推計」(建設省)による年度額。61年度は実質見込み、62年度は見込み。63年度は見通し。実質は55年度価格。

② 資本金階層別許可業者数構成比の推移

建設業許可業者を資本金階層別に見ると、63年3月末現在では、個人及び資本金200万円未満の法人企業の占める比率が54.1%、資本金200万円以上1,000万円未満の法人企業の比率が30.9%、資本金1,000万円以上1億円未満の法人企業が14.2%、資本金1億円以上の法人企業が0.8%となっている。

その推移を見ると、資本金1,000万円以上1億円未満の階層の増加が著しく、全業者数に占める比率も高まっているのが目立つ。

区分 年	総業者数		個人		200万円未満		200万円以上 500万円未満		500万円以上 1,000万円未満		1,000万円以上 5,000万円未満		5,000万円以上 1億円未満		1億円以上 10億円未満		10億円以上	
	業者数	%	業者数	%	業者数	%	業者数	%	業者数	%	業者数	%	業者数	%	業者数	%	業者数	%
50	350,817	100.0	198,572	56.6	58,298	16.6	46,886	13.3	22,915	6.5	20,590	5.9	1,257	0.4	1,749	0.5	550	0.2
51	397,180	100.0	226,233	57.0	61,852	15.6	53,830	13.6	26,080	6.6	25,118	6.3	1,525	0.4	1,956	0.5	586	0.1
52	428,363	100.0	241,213	56.3	64,000	14.9	58,755	13.7	30,751	7.2	29,322	6.8	1,648	0.4	2,091	0.5	583	0.1
53	460,909	100.0	258,633	56.1	65,733	14.3	64,982	14.1	34,375	7.5	32,406	7.0	1,908	0.4	2,250	0.5	622	0.1
54	474,789	100.0	263,009	55.4	63,010	13.3	69,904	14.7	37,592	7.9	36,091	7.6	2,243	0.5	2,319	0.5	621	0.1
55	488,520	100.0	264,333	54.1	62,156	12.7	74,747	15.3	41,771	8.6	39,771	8.1	2,611	0.5	2,473	0.5	658	0.1
56	496,210	100.0	261,730	52.8	60,335	12.2	79,576	16.0	46,097	9.3	42,387	8.5	2,890	0.6	2,533	0.5	662	0.1
57	510,799	100.0	264,400	51.8	59,000	11.6	83,879	16.4	50,076	9.8	46,944	9.2	3,166	0.6	2,634	0.5	700	0.1
58	514,047	100.0	259,936	50.6	56,130	10.9	86,590	16.8	53,754	10.5	50,615	9.9	3,506	0.7	2,791	0.5	725	0.1
59	515,729	100.0	254,805	49.4	54,454	10.6	88,842	17.2	56,843	11.0	53,396	10.4	3,606	0.7	2,879	0.6	744	0.1
60	518,964	100.0	251,966	48.6	52,775	10.2	90,486	17.4	59,028	11.4	57,052	10.9	3,971	0.8	2,927	0.6	759	0.1
61	517,186	100.0	245,092	47.5	51,393	9.9	91,748	17.7	60,182	11.6	60,836	11.8	4,175	0.8	3,007	0.6	753	0.1
62	510,844	100.0	236,761	46.3	48,368	9.5	91,840	18.0	61,697	12.0	64,063	12.5	4,360	0.9	2,963	0.6	792	0.1
63	510,319	100.0	229,132	44.9	47,014	9.2	92,763	18.2	64,772	12.7	68,078	13.3	4,675	0.9	3,031	0.6	854	0.2

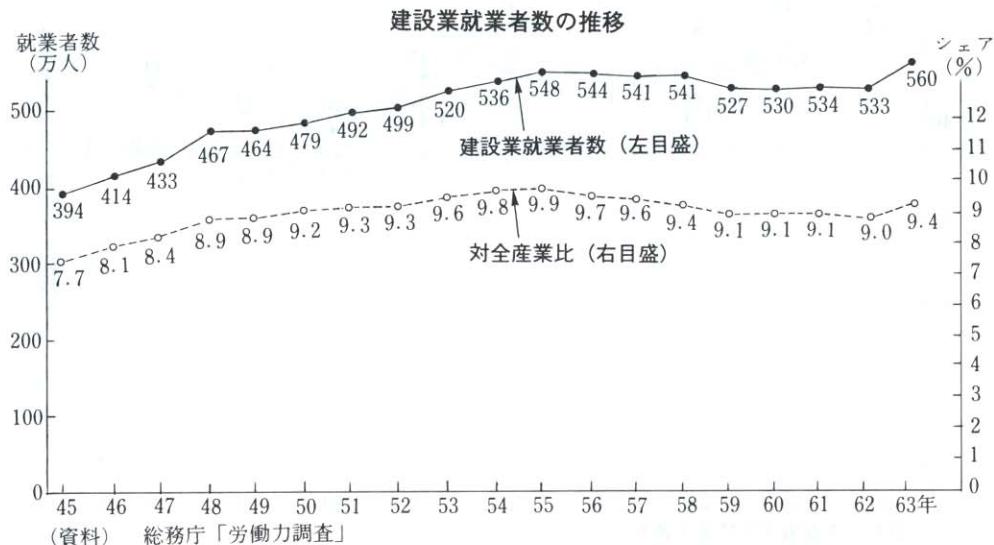


(注) 「建設省許可業者数調べ」(建設省)による各年3月末の数値。

3. 建設労働者

① 建設業就業者の推移

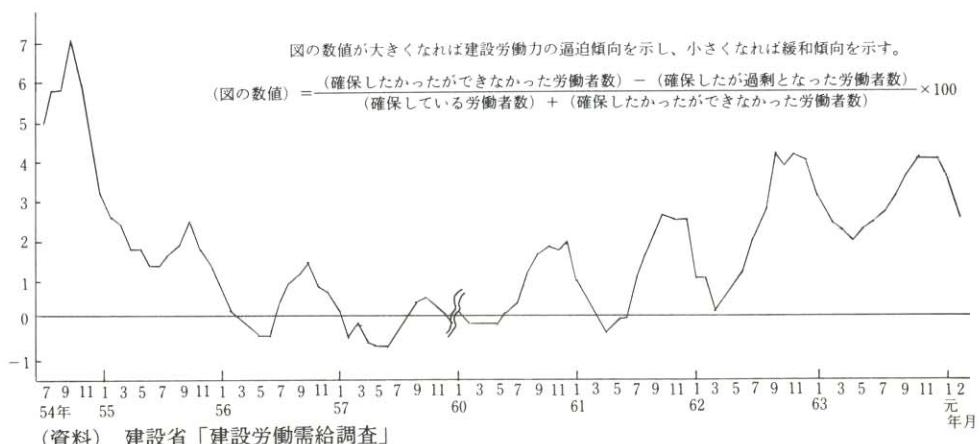
建設業就業者は、昭和55年（548万人）にピークに達した後、ほぼ横ばいで推移していたが、昭和63年においては、560万人（前年比5.1%増、全産業就業者6,011万人の9.3%）と年平均で過去最高数となっている。



② 建設技能労働者の需給状況

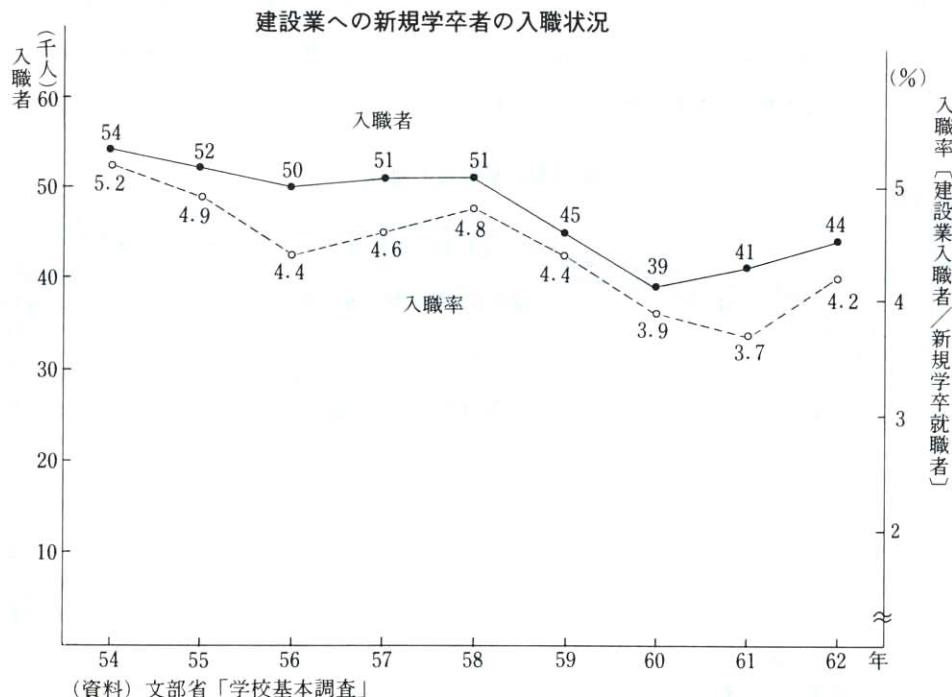
最近の建設技能労働者の需給状況は、旺盛な建設活動を反映して、建築関係・土木関係ともひっ迫傾向が強くなっている。

建設技能労働者不足率の推移（調査対象職種計/全国計）



③ 若年者の入職状況

新規学卒者の建設業への入職者数は、近年4万人程度で推移しており、建設業への入職率は昭和62年に若干上昇したものの中年低下傾向にある。



④ 建設労働者の労働条件の状況

建設業の生産労働者の賃金水準は他産業に比べ低く（昭和63年平均で製造業の約93%）、一方労働時間は長くなっている（昭和63年平均で製造業よりも1カ月当たり約10時間長い）。

生産労働者の産業別賃金水準及び労働時間（1カ月当たり）

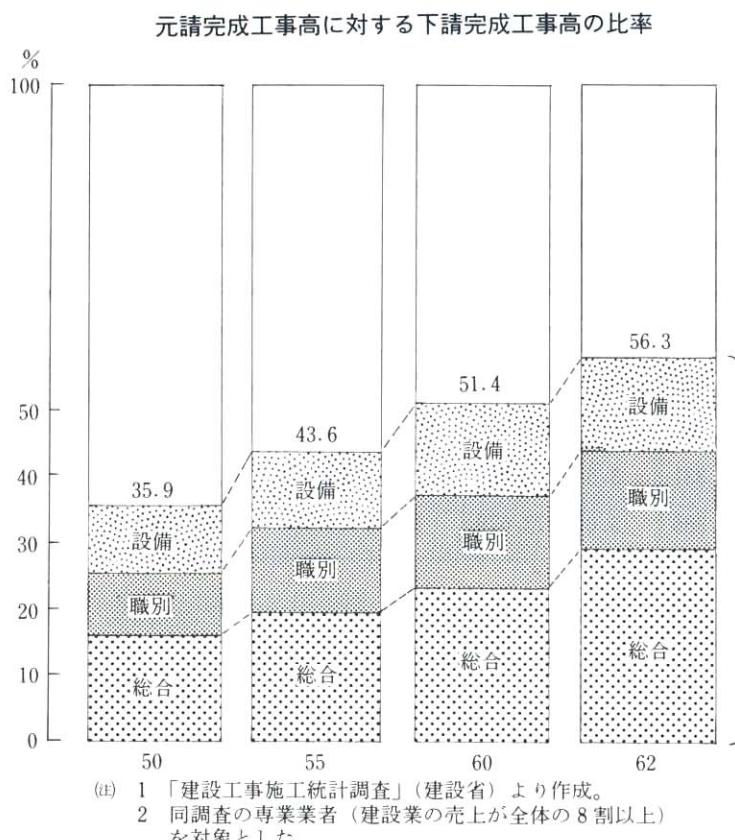
（単位：円、時間、%）

区分 年	現 金 給 与 総 額				総 実 労 働 時 間				A／B	C—D
	建設業A	前年比	製造業B	前年比	建設業C	前年差	製造業D	前年差		
50	122,613	11.5	144,898	9.1	180.7	△5.7	167.2	△5.4	84.6	13.5
55	189,636	6.9	213,293	3.3	184.6	0.6	178.6	0.4	88.9	6.0
56	204,628	7.9	226,190	3.6	186.3	1.7	177.5	△1.1	90.5	8.8
57	206,506	0.9	233,632	4.7	186.1	△0.2	176.5	△0.8	88.4	9.6
58	207,056	0.3	241,982	2.2	185.3	△0.8	178.0	1.3	85.6	7.3
59	219,967	6.2	253,313	1.8	188.7	3.4	180.6	2.6	86.8	8.1
60	226,661	3.0	258,986	2.2	187.4	△1.3	179.9	△0.7	87.5	7.5
61	234,088	3.3	263,762	1.8	189.8	2.4	178.2	1.7	88.7	11.6
62	242,331	3.5	270,354	2.5	190.7	1.3	179.7	1.5	89.6	11.0
63	254,386	5.0	273,679	1.2	191.6	0.9	181.8	2.1	93.0	9.8

4. 生産組織

① 元請・下請関係比率

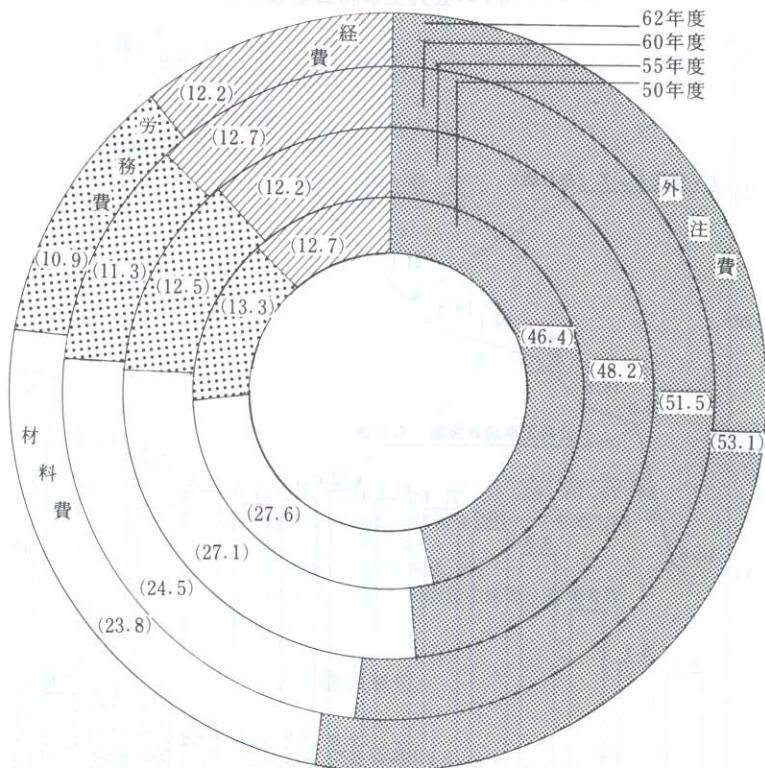
元請完成工事高に対する下請完成工事高の比率を見ると、年々上昇しており、61年度には53.7%と50年度より17.8ポイントも増加している。また、職別工事業、設備工事業といった専門工事業だけでなく、総合工事業も下請完成工事高比率が上昇しており、重層下請化の進行等生産組織が一段と複雑になってきていると考えられる。



② 完成工事原価内訳の構成比

50年度から62年度までの完成工事原価の内訳の構成割合を見ると、経費は12%台でほとんど変化はないが、労務費は13.3%から10.9%に、材料費が27.6%から23.8%にそれぞれ減少している。一方、外注費の割合は徐々に増加し、60年度以降5割以上を占めるまでになった。

完成工事原価内訳の構成（全建設業）



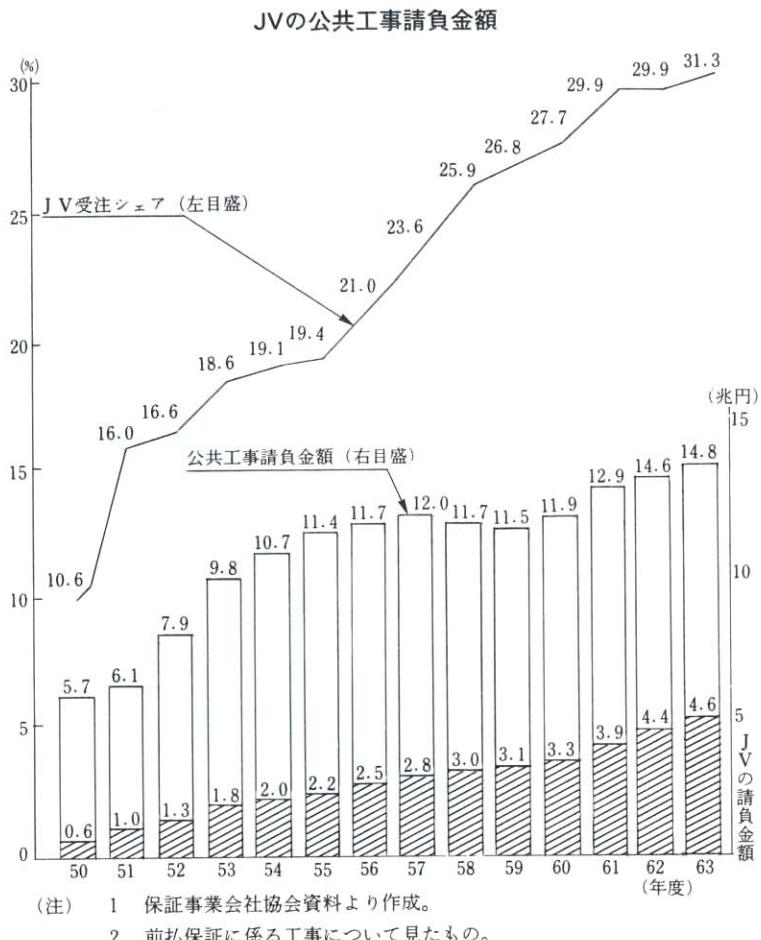
(注) 1 「建設工事施工統計調査」(建設省) より作成。

2 同調査の専業業者（建設業の売上が全体の8割以上）を対象とした。

3 () 内は%。

③ JV工事受注の推移

伸び悩みにある公共工事にあって、JVによる請負金額は毎年度コンスタントに伸びており、63年度は4.6兆円となっており、JVによる公共工事請負金額の総請負金額に占める比率も上昇の一途をたどり、63年度にはその比率は3割を超えるに至っている。



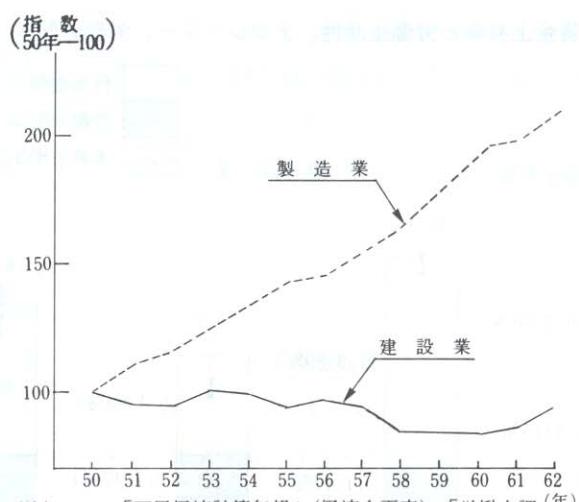
5. 企業経営

① 労働生産性

建設業の労働生産性は停滞しており、製造業との格差は拡大している。

しかしながら、労働原単位は減少傾向をとどめており、建設工事における現場単位の省力化は、機械化、プレハブ化等の工法の改善により進んでいる。

労働生産性の推移

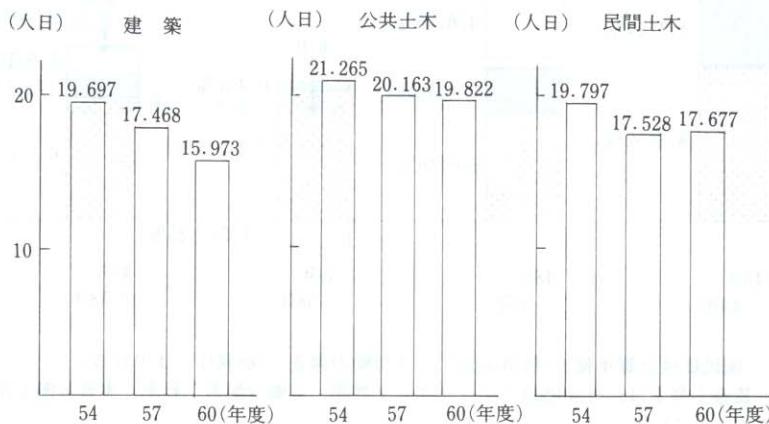


(注) 1 「国民経済計算年報」(経済企画庁)、「労働力調査」(総務庁)より作成。

2 55年価格基準による実質値

3 労働生産性は、実質付加価値生産額／就業者数で算出。

労働原単位

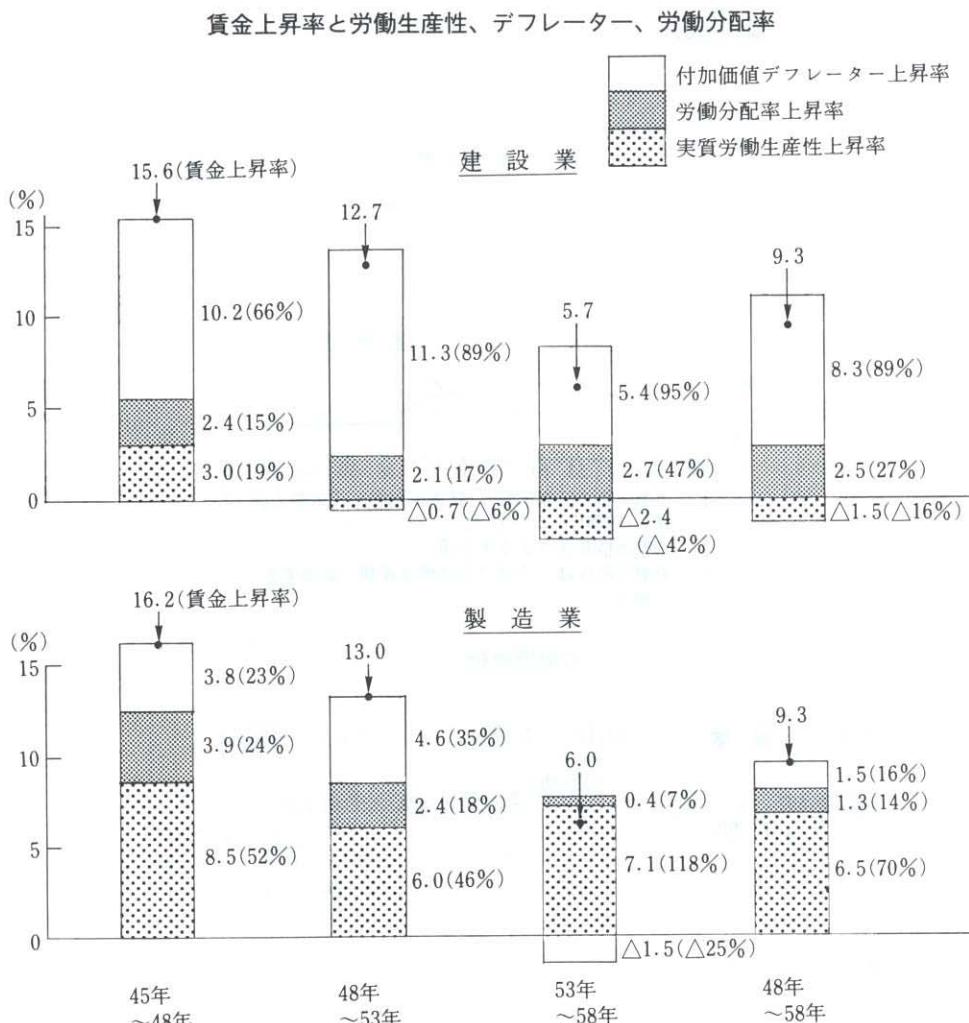


(注) 1 「資材労働力需要実態調査」(建設省)より作成。

2 価格は60年度価格に実質化

② 賃金上昇率と労働生産性

建設業が賃金コストの増加をどのように吸収してきたかを見ると、石油危機後は大半を生産物価格に転嫁しており、製造業の動きと対照的である。もっとも、最近では価格転嫁が次第に難しくなってきており、利益を削り、労働分配率を引き上げることを余儀なくされている。



- (注) 1 「国民経済計算年報」(経済企画庁)、「労働力調査」(総務庁)より作成。
 2 賃金上昇率は、付加価値デフレーター上昇率、労働分配率上昇率、実質労働生産性上昇率の和としている。

③ 資本金階層別売上高経常利益率の推移

売上高経常利益率の推移を見ると、建設業全体では、56年の2.5%を境に停滞が続いている。60年には1.6%にまで落ち込んでいるが、61年以降上昇し、62年には2.4%となっている。製造業と比べると1%～2%低い水準にある。

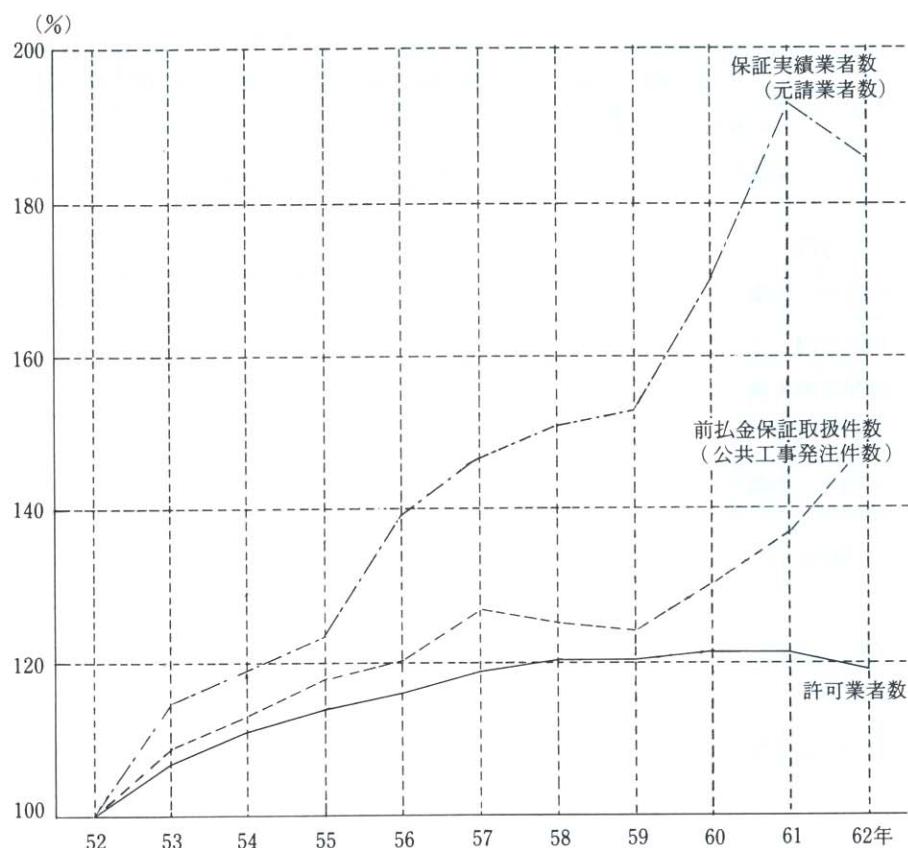
規模別に見ると、規模が大きくなるほど利益率は高く、また、資本金1000万円未満の小規模零細層では、利益率の変動が大きく、安定した利益確保が難しいことがうかがえる。

年度 資本金階層	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
200万円未満	1.0	△0.6	△0.2	0.4	1.9	0.2	0.9	△0.3	△0.8	0.8	0.6	0.6	0.4
200万円 ↓ 1000万円未満	2.0	3.0	0.8	1.3	1.1	1.4	1.5	0.6	0.5	0.1	0.4	0.7	1.6
1000万円 ↓ 5000万円未満	3.1	2.3	1.7	2.1	1.9	2.0	2.3	2.1	1.5	1.5	1.5	1.9	2.2
5000万円 ↓ 1億円未満	2.8	2.3	1.8	2.6	2.3	2.8	2.7	2.8	2.3	2.5	1.7	1.5	2.7
1億円以上	3.7	3.5	2.8	3.1	3.2	3.1	3.6	3.6	3.2	2.8	2.6	2.6	3.3
建設業全体	2.8	2.1	1.7	2.1	2.1	2.1	2.5	2.2	1.7	1.7	1.6	1.9	2.4
(参考)製造業	1.2	2.5	2.6	3.0	4.0	3.6	3.0	2.8	2.9	3.6	3.2	2.8	3.7

(注) 「法人企業統計年報」(大蔵省) より作成。

④ 公共工事需給状況の推移

件数で公共工事の7割をカバーする公共工事前払保証制度のデータであるが、52年からの10年間で見ると取扱件数（すなわち工事発注件数）を上回る伸びで保証実績業者数（すなわち元請業者数）は推移していくこれは公共工事をめぐる過当競争の深刻化、一件当たり工事の小口化による生産性の低下といった問題点を示していると思われる。



(注) 「前払金保証実績統計年報」(保証事業会社協会)による。

52年に対する伸び率を示す。

〔参考〕

1. 構造改善推進会議

(1) 趣旨

構造改善については、昭和63年5月中央建設業審議会から、「今後の建設産業政策の在り方について」の第3次の答申（「建設業の構造改善について」）が行われ、これを受け、行政、業界、建設業振興基金等の財団が、一体となって、構造改善事業を進めることとした。

構造改善を行う上では、答申で示された諸施策について、「技術と経営に優れた企業」が成長しうる新しい産業構造の実現という観点から、業界のニーズを基本に、そのプライオリティを明確にし、計画的、重点的に取り組むことによって、実効ある事業推進を図る必要がある。

そのため、第3次答申で示された諸施策のうち、行政の支援が必要なものについて、当面重点的に進めるべき事業を明らかにする「構造改善推進プログラム」を策定するとともに、同プログラムを策定するに当たっての業界のニーズの反映の場、及びプログラムの推進をフォローする場として、「構造改善推進会議」を開催した。

(2) 構造改善推進會議名簿（順不同）

安 藝 恒 夫	株大林組 副社長	(社)日本土木工業協会
池 下 久 雄	池下工業株 社長	(社)全国建設業協会
大 橋 齊	財建設業振興基金 理事（構造改善第一部）	
小 川 喜 弘	大都工業株 社長	(社)日本建設業経営協会
小 野 金 瑞	小野建設株 社長	(社)全国中小建設業協会
神 山 裕 紀	清水建設株 副社長	(社)日本建設業団体連合会
柴 田 実	北海道建設業信用保証株 取締役企画部長	
庄 野 勝	不動建設株 社長	(社)建築業協会
副 島 啓 治	株ソエジマ 社長	(社)日本塗装工業会
高比良 和 雄	財建設経済研究所 専務理事	
竹 本 明 朗	西日本建設業保証株 常務取締役	
成 田 幹 彦	財建設業振興基金 理事（構造改善第二部）	
蓮 見 修 示	高田工業株 社長	(全国管工事業協同組合連合会)
廣瀬 優	東日本建設業保証株 常務取締役	
山 崎 善 弘	山崎建設株 社長	(社)日本機械土工協会
建設省 鈴 木 政 德	大臣官房審議官	
村 潤 興 一	建設業課長	
櫻 田 光 男	建設振興課長	
亀 本 和 彦	労働資材対策室長	
内 田 俊 一	建設業構造改善対策官	

(3) 構造改善推進会議の経緯

① 第1回（S63.9.30）

ヒアリング調査結果、構造改善推進プログラム素案及び重点事業として検討すべき主要項目についての説明がなされ、これをもとに主に労働者問題について討論された。内容としては、労働条件の改善、建設業界全体のイメージアップ、外国人労働者問題、適切な法制度、発注の平準化等多方面にわたる意見が交わされた。

② 第2回（S63.11.7）

第1回の会議で労働者問題を中心に議論されたので、これを受け日本建設産業職員労働組合協議会での時短アンケート報告等を踏まえた上で、若年労働者（特に技能者）の確保をテーマに討論を行った。処遇改善の問題としては、賃金と休日を含めた労働時間の双方からの指摘がなされた。また、適正価格での発注、労働時間に配慮した適正な工期の設定、発注の平準化等発注に対する要望も強く示された。さらに、I・I戦略のようなイメージアップを支持する意見も出された。

③ 第3回（S63.11.29）

第1回、2回の会議では労働者問題を中心に議論されたので、これ以外の元請・下請関係の改善及び生産性の向上を中心に討論がなされた。元請・下請関係では下請という表現自体の見直し、専門事業者の経営基盤強化、分離発注、JVの活用等が指摘された。また、生産性の向上については、建設需要を創造していく姿勢の必要性、エンジニアリング部門を受け持つゼネコンの形態、ロボット化・プレハブ化の必要性等が指摘された。また、構造改善にあたっては、企業規模別、業種別の配慮を行うことが必要であるとの意見が複数出された。

④ 第4回（H元.2.13）

構造改善推進プログラムの全体像及び事業メニューの位置づけ等についての説明後、討論を行った。まず、プログラムだけでは解決しえない問題として、労働法規、建設業法、海外建設業者の参入問題等について指摘があった。元請・下請間の対等な契約関係についての明確化等については、元請・下請合理化指導要綱の改訂や協議会での検討が必要であるとされた。また、発注者のあり方についての議論も多くなされ、発注の平準化や積算方法の見直し、3省協定による賃金の確定方法の見直し等が指摘された。個々の事業メニューについては、必要性が確認され、これをもとに3月を目途にプログラムを策定することとした。

2. 技術者の専任制について

(1) 指定建設業監理技術者資格者証制度

1 資格者証がなければ監理技術者になれない工事

改正建設業法の施行によって、工事現場に専任で置かなければならぬ監理技術者のうち、国や地方公共団体などが発注者である指定建設業（土木、建築、管、鋼構造物、舗装工事業）の工事の監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けた人でなければできなくなった。この制度は、建設工事の適正な施工のために技術者の専任制をできるだけ確保しようとするものである。

表1に資格者証が必要となる工事を示したが、これに該当する監理技術者は、資格者証を所持していることが必要になるわけである。

また、資格者証を必要とする監理技術者が置かれている工事現場では、監理技術者の設置やその専任制が守られているかどうかを確認するために、発注者から資格者証の提示を求められることがあるが、その際には、監理技術者は資格者証を提示しなければならない。

なお、資格者証の所持が義務付けられるのは、改正法施行から2年後の平成2年6月6日からである。

表1 資格者証が必要となる工事（■部分）

建設業の許可の区分	建設工事の内容	下請け契約額の合計	技術者の設置	工事の発注者	資格者証の必要性
特定建設業	指定建設業に係る建設工事で、技術者の専任が必要なもの	2,000万円以上 (建築工事業の場合は3,000万円以上)	監理技術者	国、地方公共団体等	必 要
		2,000万円未満 (建築工事業の場合は3,000万円未満)		上記以外	不 要
			主任技術者	—	不 要

-----主任技術者、監理技術者とは-----

建設業者は、請負った建設工事を施工する場合には、定められた資格や経験を有する、工事の施工上の管理をつかさどる技術者を置かなければならない。その技術者を「主任技術者」というが、発注者から直接工事を請負い、そのうち2,000万円（建築工事業の場合は3,000万円）以上を下請契約して工事を施工する場合は、主任技術者にかえて「監理技術者」を置かなければならない。監理技術者は、下請業者を適切に指導・監督するという総合的な役割を担うため、主任技術者に比べてより厳しい資格や経験の要件が求められる。

指定建設業における監理技術者の資格要件は表2の定められた国家資格を持っている人に限定されることになった。

2 資格者証の交付を受けることのできる人

指定建設業に係る特定建設業者の技術者の資格要件は、それにふさわしい国家資格者などに限定されることになったが、その要件を満たしている技術者であれば、資格者証の交付を受けることができる。

この要件としてあてはまる国家資格の概略は表2に示すとおりである。

また、これらの国家資格を持っていなくても、これと同等以上の能力を有すると大臣が認定した人は、資格者証の交付を受けることができる（後述2参照）。

表2 指定建設業監理技術者資格の概要

資格要件	1級技術検定合格者	1級建築士	技術士
土木工事業	○		○
建築工事業	○	○	
管工事業	○		○
鋼構造物工事業	○	○	○
舗装工事業	○		○

注 ○が該当する資格を示す。

(2) 建設業法改正に伴う経過措置（技術者の大臣特認）

昭和63年6月6日に施行された改正建設業法により、指定建設業については、特定建設業の許可にあたっての営業所に置く専任技術者及び工事現場に置く監理技術者は、原則として建設大臣の定める国家資格者に限られることになった。この規定は、指定建設業が指定された際（昭和63年6月6日）、指定建設業について既に特定建設業の許可を受けて営業しているものについては2年間の猶予期間が設けられており、平成2年6月6日から適用されることになっている。それまでの間に、国家資格者を配置するよう努めることが必要である。しかし、やむを得ず国家資格者を置くことができないものについては、それまでの営業ができなくならないように、実務経験の豊かな人を対象に、平成元年度と2年度に、特別な大臣認定の経過措置がとられることになっている。

1 大臣認定の対象者

認定の対象者は、次の①～③の全てに該当する者である。

① 以下のいずれかに該当する者

- (イ) 改正建設業法の施行の際に、現に指定建設業に係る特定建設業の営業所の専任技術者であった者
- (ロ) 昭和62年6月6日より昭和63年6月5日までの間で、指定建設業に係る監理技術者としての実績がある者

② 大臣認定を受けようとする指定建設業に係る昭和63年度から平成2年度までのいずれかの1級技術検定を受験した者

③ 建設大臣の定めた講習を受講し、その講習終了後の効果評定に合格した者

今回の措置は、それまでの営業を損なわないための措置であり、その対象者は、①のように現にその技術者として仕事をしているものに限られる。

また、この措置は、やむを得ず国家資格を取得できなかった者に対して行われるものであり、②のようにまずは必要な国家資格取得を目指すことを求めている。

③の建設大臣の指定する講習（特別認定講習）は、平成元年度と平成2年度に実施される。

2 大臣認定者の取扱い

大臣認定は、その者が現に行っている建設業について国家資格者と同等以上の能力を有すると認めるものであり、認定を受けた者は、その建設業に関する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けることができる。

しかし、次の点においては、国家資格者と区別して扱われることになる。

- ① 大臣認定は、現にその者が従事している建設業に限定して行われる。

例えば、土木施工管理技士の国家資格者は土木・舗装・鋼構造物工事業の技術者となることができるが、その者が土木工事業の実績しかない場合には、土木工事業についてのみ国家資格者と同等以上の者として認定されることになる。

- ② 経営事項審査における技術者評価は1点である。

大臣認定を受けた者は、経営事項審査において、1級技術者として評価されない。その者が2級技術者となる国家資格を有していれば2点、そうでなければ1点として評価されることになる。

- ③ 有効期間が定められている。

大臣認定には5年の有効期間が定められており、5年後には更新の手続きが必要となる。

3 1級技能士に対する大臣認定

管工事業、鋼構造物工事業については、国家資格者の充足率が低いこともあり、1級技能士を対象とした大臣認定が行われる予定である。この大臣認定は、考査の合格のみを条件としており、認定の有効期間は設けられていない。

3. 共同企業体運営指針

(1) 趣旨

共同企業体は、複数の構成員が技術・資金・人材等を結集し、工事の安定的施工に共同して当たることを約して自主的に結成されるものである。社風、経営方針、技術力、経験等の異なる複数の構成員による共同企業体の効果的な活用が図られるためには、共同企業体の運営が構成員相互の信頼と協調に基づき円滑に行われることが不可欠である。

本指針は、共同企業体が構成員の信頼と協調のもとに円滑に運営されるよう、その施工体制、管理体制、責任体制その他基本的な運営のあり方を示したものであり、個別の共同企業体においてそれぞれ工事の規模・性格等その実状に合わせて策定することが期待される各種規則等の決定に当たって、準拠すべき基準として普及・活用を図ることにより、運営に係るトラブルの未然防止及び運営の円滑化に資することを目的とするものである。

なお、本指針は工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体において活用されることを想定しているが、継続的な協業関係を保ちつつ工事を行う経常建設共同企業体についても、基本的には本指針の趣旨に沿った適正な運営が望まれるところである。

(2) 運営委員会

運営委員会は、共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項を協議決定する最高意思決定機関であり、この場においては、構成員全員が十分に協議したうえで工事の完成に向けての公正妥当な意思決定が行われる必要がある。その際、代表者の独断・専行等の弊害を誘発し、共同企業体の円滑な施工を確保するうえでの前提である構成員間の信頼と協調が損なわれることのないよう、各構成員を代表する運営委員への適切な権限の付与、適正な開催時期・手続きの採用及び付議すべき事項の整理等についての合意形成が行われていなければならない。

このため、準備委員会及び運営委員会の設置等に当たっては、次のとおりその公正化・明瞭化を図り、運営委員会の適正な機能を確保することとする。

1 準備委員会の設置

準備委員会は、共同企業体の結成から運営委員会設置までの間、必要に応じて設けるものとし、原則として次に掲げる事項について協議決定する機能を有するものとす

る。

- ① 協定書の作成
- ② 工事金額の見積
- ③ 規則等（案）の作成
- ④ 工事事務所（作業所）編成（案）の作成
- ⑤ その他付議を要すると認められる事項

2 運営委員会の設置と委員のあり方

運営委員会は、工事の受注が決定した段階で遅滞なく設置するものとし、その委員については各構成員の立場を代表し得る者をもって充てることとする。また、運営委員会の構成は、権限と責任を有する運営委員、運営委員の代理となる運営委員代理及び構成員間での連絡を円滑に図るための幹事を各構成員がそれぞれ1名ずつ配置し、代表者から選任された運営委員が運営委員会の委員長となることを原則とする。ただし、対象工事の規模・性格等を勘案して必要と認められる場合にあってはこれと異なった取扱いをすることも差し支えない。

3 開催時期・手続き

運営委員会は、下記4に掲げる事項について協議する必要が生じたときに開催するものとし、工事の規模・性格等にかかわらず、受注決定後すみやかに開催するほか、少なくとも実行予算編成時、決算書（案）承認時において開催するものとする。

開催手続きは、原則として委員長が必要に応じて招集するものとするが、公平性の観点から他の委員からも招集できる制度を確立しておく必要があり、これら一切の手続きについては、運営委員会規則に明記しておくものとする。

4 付議事項

運営委員会は、施工委員会（作業所委員会）その他の専門委員会の権限を尊重しつつ、工事現場での工事の円滑な施工を図る意味から、1に掲げる事項についての案を承認するほか、共同企業体の運営に係る次に掲げる基本的かつ重要な事項をその付議事項とする必要がある。

なお、これら運営委員会の意思決定についての決裁方法については、予め運営委員会規則に定めておくものとする。

- ① 組織・編成及び工事の施工の基本に関する事項
(組織、規則等の整備等施工体制の確立に係る事項を含む。)
- ② 実行予算及び決算書（案）の承認に関する事項

- ③ 設計変更、追加工事の承認に関する事項（軽微なものを除く。）
- ④ 取引業者の決定及び下請契約等の決定に関する事項（軽微なものを除く。）
- ⑤ その他付議を要すると認められる事項

(3) 現場運営組織の設置

共同企業体による工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、構成員が運営委員会において十分な協議を行うことはもとより、現場においても運営委員会で決定された方針に即して全ての構成員が緊密な意思疎通を図り、協調して工事の施工に当たらなければならない。そのため、各構成員の意思を現場運営に反映することができるよう、次に掲げる事項に配慮して、適正な現場運営組織体制の整備を図ることが必要である。

1 工事事務所（作業所）の組織

工事事務所（作業所）の組織については、編成表を作成すること等により現場における指揮命令系統及び責任体制を明確にすべきことはいうまでもないが、その際、構成員間の現場における権限調整等からするポストの設置は避けるものとし、単体施工の場合における組織編成と同様、円滑かつ効率的な工事施工の観点から組織するものとする。

2 施工委員会（作業所委員会）等の設置

工事の施工を円滑に実施するため、法令によりその設置を義務付けられるものほか、現場における工事の施工に関する全ての基本的事項を協議決定する機関として運営委員会のもとに施工委員会（作業所委員会）を設置するものとする。

なお、工事の規模・性格等によっては専門的事項を協議決定する機関として、購買委員会、技術委員会等施工委員会（作業所委員会）の機能を分化・補完する専門委員会を設ける必要も生じるが、その場合においては、運営委員会において十分協議し、少なくとも当該専門委員会の設置目的を明確にしたうえで、その設置を決定するものとする。

3 各専門委員会の委員のあり方

施工委員会（作業所委員会）等の各専門委員会は、工事現場での実務について機動的に対処し得る体制が必要とされることから、その委員は努めて各構成員から現場に派遣される職員をもって充てるものとするが、必要に応じて各構成員から現場職員以外の職員を委員として派遣することができるものとする。

4 各専門委員会規則等

各専門委員会がその役割を十分果たし、共同施工が円滑に遂行されるためには、構成員間の合意を規則等として整備し、各々の専門委員会が公正かつ合理的に運営され得る体制を確保する必要がある。

また、各専門委員会で決定された重要な事項については、適時かつ正確に運営委員会へ報告されなければならず、工事の円滑な共同施工に向けて委員会間の事務連絡、情報交換も十分行われる必要がある。

したがって、各専門委員会規則等の整備に当たっては、その目的、権限、構成、開催・議事方法及び付議事項を明確に定めるほか、各専門委員会から運営委員会及び他の専門委員会へ報告・協議すべき事項についても規定することとする。

(4) 規則等による円滑な運営の確保

共同企業体の組織が効果的に働き、円滑かつ効率的な共同施工を確保するためには、運営委員会、各専門委員会及び工事事務所（作業所）組織が整備され、各々その機能が十分に発揮されるとともに、構成員が密接な連携を保つことが必要である。

このため、公正性、効率性、協調性各々の観点から、業務の処理要領についての構成員間の合意を規則等として明文化することにより、全ての構成員が信頼と協調をもって共同施工に参画し得る体制を確保する必要がある。

以上の点から規則等の整備に当たっては、以下の事項に留意しつつ、構成員間で十分協議して決定するものとする。

1 規則等の策定方法

- ① 規則等は、原案を準備委員会で作成し、運営委員会の承認をもって決定することを原則とする。
- ② 運営委員会で承認された規則等は各構成員が記名捺印し、各々一通を保有する。
- ③ 以後に生じた改廃事項については①、②に準じ覚書として作成する。
- ④ 規則等の内容の決定に当たっては、各専門委員会の専決事項及び決裁担当部署を明確に定めておくこととする。

2 主要規則等の整備

法令に基づいて整備が義務付けられているもの及び各委員会の設置に伴うもののか、少なくとも次に掲げる経理取扱規則、工事事務所（作業所）庶務規則及び瑕疵担保責任等に係る覚書等についてその整備を行うものとする。

① 経理取扱規則

経理取扱規則においては、少なくとも次に掲げる事項を定めるものとする。

- ・ 経理処理担当構成員
- ・ 経理部署の所在場所
- ・ 会計期間
- ・ 会計記録の保存期間
- ・ 勘定科目及び帳票書類に関する事項
- ・ 決算及び監査に関する事項
- ・ 資金の出資方法及び時期に関する事項
- ・ 前払金等の取扱いに関する事項
- ・ 下請代金等の支払に関する事項
- ・ 工事代金の請求に関する事項
- ・ 取引金融機関に関する事項
- ・ 会計報告に関する事項
- ・ 原価算入費用及び各構成員が負担すべき費用に関する事項

(2) 工事事務所（作業所）庶務規則

工事事務所（作業所）庶務規則においては、次に掲げる事項のうちから現場において必要なものを定めるものとする。

- ・ 組織に関する事項
- ・ 人事に関する事項
- ・ 就業に関する事項
- ・ その他必要と認められる事項

(3) 瑕疵担保責任等に係る覚書等

工事の施工に伴う損害発生時の責任分担を明確にするため、少なくとも以下に掲げる事項については、工事着工前に運営委員会等で十分に協議し、損害保険等の活用を含め、その負担額の確定手順、費用の分担基準及び請求手続きを覚書等に規定しておくものとする。

- ・ 工事竣工後の瑕疵担保責任に関する事項
- ・ 火災、天災等に起因する損害に関する事項
- ・ 業務遂行に伴う損害賠償に関する事項

(5) 技術者等の適正な配置

共同企業体による工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、全ての構成員が施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に配置し、共同施工の体制を確

保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、質及び配置等は、信頼と協調に基づく共同施工の確保という観点から、工事の規模・性格等に応じて適正に決定される必要がある。

このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ① 工事の規模・性格、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
- ② 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、派遣される職員はポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。
- ③ 特定の構成員に権限が集中することのないよう配慮すること。
- ④ 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。

(6) 現場就業環境の整備

現場における労働意欲を増し、能率的に作業を進めていくためには、共同企業体としての適正な就業条件を整備するとともに、厳格に安全衛生管理を実施することが必要不可欠である。

その場合、各構成員の就業規則、安全衛生管理方針は各々異なっていることから、公平な就業条件と一元的な安全衛生管理のもとで、作業環境の快適性を保ち、構成員間の協調性、公正性が損なわれることのないよう配慮することが必要である。

このため、以下の点に留意して、運営委員会等において適正な措置を講ずるものとする。

1 平公平な就業条件の確保

現場における職員の就業条件の統一化に配慮して、少なくとも、労働時間、休暇・休日及び災害補償等現場における就業に関する構成員間の取り決めを行うものとし、その場合、現場で働く各構成員の職員にとって最も適正な条件となるよう配慮して決定するものとする。

2 安全衛生管理の理解の向上

作業環境の整備を図り、職員の安全と健康を確保するため、以下の点に留意し全職員の安全衛生意識の向上に努めるものとする。

- ① 安全衛生管理に係る計画等の策定に当たっては、安全衛生管理費用に対する共通の認識を確保するうえからも構成員間で十分協議するものとする。
- ② 策定された安全衛生管理に係る計画等は掲示、閲覧等により全職員への周知徹

底を行い、現場における安全衛生管理の理解の向上を図るものとする。

(7) 会計

会計処理の方法を異にする構成員からなる共同企業体において、損益計算、原価管理が的確に実施されるためには、その前提となる会計処理が構成員間で合意された統一的基準に基づき、迅速、明瞭かつ一元的に行われる必要がある。したがって、共同企業体で採用されるべき会計処理方法については構成員間で予め取り決めをしておかなければならない。

また、共同企業体の会計処理は公正性、明瞭性を確保する必要から共同企業体独自の会計単位を設けて行われる必要がある。

以上の点から、次に掲げる諸事項を考慮して経理取扱規則等を定めるものとする。

1 現場主義会計の必要性

構成員に対して会計処理の信頼性を担保するため、共同企業体の会計処理は努めて現場において行うこととするが、共同企業体の規模・性格等によっては効率性の観点から、代表者の本社電算システム等を適宜活用することも差し支えない。

2 会計の明瞭性の確保

全ての構成員に対して開かれた会計とするため、原則として月一回定期的に構成員に対する会計報告を実施するものとするほか、構成員からの求めに応じ、随時会計情報の開示を行うこととする。

3 前払金等の取扱い

前払金、中間金、精算金の受領、取扱い及び入出金方法等については、各々の代金の性格、共同企業体としての資金計画等を勘案のうえ定めるものとする。

4 計画的出資の確保

構成員からの資金の円滑な拠出を図るために、工事資金の出資については工程計画等を勘案のうえ事前に策定する出資計画に基づき出資の請求を行うほか、出資手続きについても定めるものとする。

(8) 適正な原価管理の確保

適正な原価管理の確保は共同企業体として不必要的費用の発生を防止し、的確な予算管理を行ううえで必要不可欠なものである。このため、実行予算の作成に当たっては協定（共通）原価の範囲の明確化による工事原価の的確な把握が行われ、その執行に当たっては実行予算書に基づいた適切な予算・実績管理が行われることが肝要であることから、次に掲げるところにより明確な基準を設定するものとする。

1 協定（共通）原価

協定（共通）原価の基準、範囲については、運営委員会において定めておくものとするが、少なくとも次に掲げる経費のうち構成員に対して支払うものについては、その取扱いを明確に定めるものとする。

- ① 事前経費
- ② 見積費用
- ③ 人件費
- ④ 本社事務経費
- ⑤ 電算処理費
- ⑥ 仮設材料及び工事用機械等並びに工業所有権等の使用料

2 実行予算

実行予算作成に当たっては、仮設工事、土工事等工事種別ごとに材料費、労務費、外注費、経費等の区分で整理を行い、実行予算と実績を対比し得るように作成するものとする。

なお、工事実績と実行予算の対比について定期的に運営委員会に対して報告を行うものとし、予算と実績の間に重要な差異が予想される場合又は生じた場合は、その都度理由を明らかにし、運営委員会の承認を得るものとする。

3 決 算

決算の手続きは、法令、協定書その他共同企業体の規則等に定める事項に準拠し行うほか、次に掲げる項目に沿って行うものとする。

- ① 未精算勘定の整理
- ② 税務計算上の必要資料の整理
- ③ 残余資産の処分
- ④ 未発生原価の見積
- ⑤ 決算書（案）の作成と対象書類等の監査
- ⑥ 決算書（案）の承認

4 監 査

共同企業体の適正な業務執行及び適正な協定（共通）原価の実現を担保するため、原則として決算書（案）作成後、適切かつ公正な監査を行うこととし、運営委員会においては次の事項を留意して、少なくとも監査委員の選出及び権限、監査対象並びに監査報告の手続きを予め定めておくものとする。

- ① 監査委員については、原則として全ての構成員が、当該構成員を代表し得る者を選定して充てるものとする。
- ② 監査の対象は、原則として決算書（案）及び全ての業務執行に関する事項とする。
- ③ 監査報告書は、全ての監査委員が監査結果を確認のうえ運営委員会に提示するものとし、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 監査報告書の提出先、日付
 - (2) 監査方法の概要
 - (3) 監査委員の署名捺印
 - (4) 対象とした決算書（案）等が法令等に準拠し作成されているかどうかについての意見
 - (5) 対象とした決算書（案）等が協定書その他共同企業体の規則等に定める事項に従って作成されているかどうかについての意見

(注1) ここにいう決算書（案）は貸借対照表、損益計算書、工事原価報告書、資金収支表及び附属明細書とする。

(注2) より適正な原価を確保する観点から、共同企業体の監査は上記のとおり行われることが望ましいが、構成員間の合意に基づき簡易な監査が行われている現在の実態に鑑み、当分の間、監査の目的を達し得る範囲内において、上記手続きと異なった取扱いを定めることも差し支えない。

(9) 下請業者、資機材業者決定の適正化

構成員間の信頼と協調を前提とする共同企業体の工事施工に当たっては、単体による施工の場合と同様、円滑かつ効率的な施工の確保の観点から下請業者、資機材業者の決定が適正に行われなければならないことはいうまでもない。

しかしながら、各構成員はそれぞれ協力会社等の下請業者、資機材業者を異にすることが通例であり、このことから下請業者等の決定いかんによっては共同企業体としての効果的な活用が期待されないのみならず、工事の的確な施工の確保に支障を生ずることも考えられ、その決定は公正かつ明瞭に進められなければならない。

このため、次のとおり施工委員会（作業所委員会）等において適正な下請業者等の決定手続き等を定めるものとする。

1 下請業者決定手続きの明確化

下請業者の決定は以下の手続きにより公正かつ明瞭に行うことを原則とする。

- ① 各構成員より希望工種ごとに下請業者の推薦を受けるものとする。
- ② 下請業者の審査は、施工能力、雇用管理及び労働安全管理の状況、労働福祉の状況、下請との取引の状況等を総合的に勘案して行い、優良な下請の選定を図るものとする。
- ③ 下請業者の選定は原則として複数とし、施工委員会（作業所委員会）等において行うものとする。
- ④ 選定業者に対しては、遅滞なく工期、工事内容、仕様書、図面見本等を明示し、入札によるかあるいは、見積書を徴求して、その内容を施工委員会（作業所委員会）等で検討のうえ運営委員会において下請業者の決定を行うものとする。

2 適正な下請業者管理

下請業者の管理については、円滑な共同施工の確保という観点から、原則として施工委員会（作業所委員会）等が適正な指導、助言、その他の援助を行うものとするほか、以下の事項に留意して下請業者による適切な施工管理が実施されるよう指導するものとする。

- ① 施工方法の協議及び技術力の確保
- ② 品質管理の確保

3 資機材業者決定手続きの明確化

資材業者の決定は価格、品質、納期等を勘案し、下請業者決定の手続きに準じて行うものとする。

また、機材業者の決定に当たっては、施工工種、工法に適した機材の選定に留意するものとする。

4. 元請・下請関係合理化指導要綱について

〔昭和53年11月30日〕
建設省計建発第318号

元請・下請関係合理化指導要綱

第1 趣旨

建設工事は、各種の工事の組み合せにより総合的に施工されるものであるから、工事の内容、規模等によっては下請による施工が不可避であることが少なくない。

下請により工事の一部が施工される場合は、元請が発注者との契約に従って的確に工事を施工するためには、元請は下請による工事の的確な施工を確保しなければならない。

このため、元請は、優良な下請を選定し、この者と合理的な元請・下請関係を確立する必要がある。

また、下請においても、元請との契約に従って的確な工事の施工を期するため、施工能力の向上、雇用管理、労働安全管理等の改善を図らなければならない。

さらに元請においては、下請において講じられるこれらの措置に関し、必要な指導、助言その他の援助を行う必要がある。

これらのこととは、その工事の的確な施工を確保するために必要であるばかりではなく、下請のうち、より良い企業がより良く発展することを可能にし、下請の健全な発展、ひいては元請及び下請を含む建設業全体の発展にもつながることとなる。

この要綱は、以上の趣旨にかんがみ、元請及び下請が講すべき措置に関する指針として必要な事項を定めたものである。

第2 一括下請の禁止等

一括下請は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては工事の質の低下、下請の労働者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害を有するので、建設業法において、原則として禁止されているところであるが、発注者の承諾が得られる場合においても、極力避けるものとする。

また、不必要的重層下請は、同様に種々の弊害を有するので、避けるものとする。

第3 下請の選定

元請（下請契約における注文者をいい、一の工事が数次の下請契約により行われる場合は、発注者から直接工事を請負った者は勿論、それに続くすべての下請契約における注文者をいうものとする。以下同じ。）は、下請（下請契約における請負人をいい、一

の工事が数次の下請契約により行われる場合は、発注者から直接工事を請負った者からその工事の一部を請負った者は勿論、それに続くすべての下請契約における請負人をいうものとする。以下同じ。) の選定にあたっては、その工事の施工に関し建設業法により許可を受けるべきであるにもかかわらず許可を受けていない者又は営業を禁止され、あるいは停止されている者を除くことは勿論、

- (1) 施工能力
- (2) 雇用管理及び労働安全管理の状況
- (3) 労働福祉の状況
- (4) 下請との取引の状況

等を総合的に勘案して、優良な者を選定するよう努めるものとする。

この場合においては、少なくとも別表に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

別表

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 経営内容が不安定であると認められないこと。
- (7) 事業場ごとに雇用管理責任者が任命されていること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の労働者を使用している者にあっては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (10) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (11) 現に事業の附属寄宿舎に労働者を寄宿させている者にあっては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (12) 工事の性質上工事の一部が再下請されると認められる場合にあっては、下請代金不払を起こすおそれがないと認められること。

第4 合理的な下請契約の締結

元請及び下請は、工事の開始に先立って、昭和52年4月26日中央建設業審議会が勧告した建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により、下請契約を締結するものとする。

第5 元請の代金支払等

元請は、当該下請契約により定められた事項を適正に履行し、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、下請代金の額を減じないこと。
- (2) 注文した下請工事に必要な資材を元請から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前に、その工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (3) 下請代金の支払は、できる限り現金払とすること。現金払と手形払を併用する場合であっても、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。
- (4) 手形期間は、できる限り短い期間とすること。

第6 下請における雇用管理等

下請は、当該下請契約により定められた事項を適正に履行するとともに、次の各号に定める事項について措置するものとする。

また、発注者から直接工事を請負った元請は、適正な工程管理の実施、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労災保険料の適正な納付等の措置を講ずるとともに、その工事におけるすべての下請が次の各号に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

さらに、発注者から直接工事を請負った元請以外の元請は、発注者から直接工事を請負った元請が行う下請に対する指導、助言その他の援助に関して協力するものとする。

- (1) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
- (2) 労働者の募集は適正に行うこと。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定し、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (4) 一の事業場に常時10人以上の労働者を使用する者にあっては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ること。
- (5) 前号の者以外の者にあっても、就業規則を作成するよう努めること。
- (6) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接労働者に支払うこと。
- (7) 労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (8) 労働時間管理を適正に行うこと。
- (9) 労働者に対して技能訓練を実施するよう努めること。
- (10) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教

育を実施すること。

- (11) 前号に定める事項のほか、労働安全衛生法に従う等工事を安全に施工すること。
- (12) 災害が発生した場合は、当該下請契約における元請及び発注者から直接工事を請負った元請に報告すること。
- (13) 雇用保険、健康保険（日雇労働者健康保険を含む。）及び厚生年金保険の保険料を適正に納付すること。また、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない労働者に対して国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- (14) 任意の労働者災害補償保険に加入する等労働者災害補償に遗漏のないように努めること。
- (15) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するよう努めること。
- (16) 常時使用する労働者に対し雇入れ時及び定期の健康診断を行うとともに、常時使用する労働者以外の労働者に対しても同様の健康診断を行うよう努めること。
- (17) 事業の附属寄宿舎に労働者を寄宿させる場合は、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出るとともに、その管理を適正に行うこと。
- (18) 前号の附属寄宿舎については、建設業附属寄宿舎規程に定める設備及び安全衛生基準を遵守すること。
- (19) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

第7 発注者から直接工事を請負った元請の他の元請に対する指導

発注者から直接工事を請負った元請は、その工事におけるすべての元請に対して、第2から第5までに定める事項を遵守するよう指導に努めるものとする。

5. 建設労働力をとりまく現況と課題

(1) 建設業就業者の動向

1 建設業の雇用形態別就業者数

昭和63年の建設業就業者は560万人（前年比5.1%増、全産業就業者6,011万人の9.3%）であり、昭和55年（約548万人）にピークに達した後、ほぼ横ばいで推移していたが、昭和63年においては、前年に比べ27万人増加した。

建設業就業者560万人について雇用形態別に見ると、自営業主90万人（全建設業就業者数の16.1%）、家族従事者33万人（全建設業就業者の5.9%）、雇用者436万人（全建設業就業者の77.9%）である。雇用者のうち常用雇用者370万人（全雇用者の84.9%）、臨時・日々雇用者66万人（全雇用者の15.1%）であり、臨時・日々雇用者の雇用者に占める割合は近年減少傾向にあるものの他産業に比べまだ高い水準にある。

表1 建設業就業者数の推移（雇用形態別）

（単位：万人、%）

区分 年月	建設業 就業者総数	建設業雇用形態別就業者数					臨時+日々雇用者計
		自営業主	家族従事者	雇用者			
		雇用者計	常雇	臨時	日々雇用者		
50年 51	479 492	80 83	22 23	377 385	298 309	23 22	56 54
52 53 54	499 520 536	85 89 90	24 27 29	390 403 417	309 318 334	25 28 26	57 58 57
55 56 57 58 59	548 544 541 541 527	92 91 88 88 86	29 29 31 30 30	427 424 423 422 411	346 345 346 347 342	26 26 25 26 24	55 53 51 48 45
60 61 62 63	530 534 533 560	88 89 90 90	29 30 31 33	414 415 411 436	345 350 349 370	23 21 22 24	45 43 40 42

（資料） 総務省「労働力調査」

2 建設業職業別就業者数

昭和60年の建設業就業者を職業別にみると、事務・技術・管理的職業従事者約124万人（全建設業就業者の23.4%、昭和55年度比12.2%増）、技能工・生産工程作業者及び労務作業者約371万人（全建設業就業者の70.1%、昭和55年度比6.9%減）、運輸通信従事者及びその他の職業約35万人（全建設業就業者の6.6%、昭和55年度比8.8%増）となっている。

表2 建設業の職業別就業者数

(単位：千人、%)

区分	調査年	55年		60年		60/55
		人 数	構成比	人 数	構成比	
建設業就業者総数		5,413	100.0	5,300	100.0	△2.1
内訳	1 事務・技術・管理的職業従事者	1,104	20.4	1,239	23.4	12.2
	2 技能工・生産工程作業者及び労務作業者（生産労働者）	3,989	73.7	3,713	70.1	△6.9
	① 建設作業者	2,878	53.2	2,589 (2,809)	48.8	△10.0
	イ 大 工	928	17.1	(803)	—	(△13.5)
	ロ 左 官	288	5.3	(228)	—	(△20.8)
	ハ と び 工	67	1.2	(79)	—	(17.9)
	ニ 土木工・舗装工	822	15.2	(801)	—	(△ 2.6)
	ホ そ の 他	773	14.3	(898)	—	(16.2)
	② そ の 他	1,111	20.5	1,124	21.2	1.2
	3 運輸通信及びその他の職業従事者	320	5.9	348	6.6	8.8

(資料) 総務庁「国勢調査」

- 注) 1 55年は20%抽出集計結果、60年は1%抽出集計結果である。
- 2 ()書は、他産業に従事する建設作業者も含む集計値及びそれとの比較値。
- 3 その他の職業とは販売従事者、採掘作業者、保安職業従事者等である。

3 出稼労働者の推移

建設労働者の主要な供給源である出稼労働者は昭和62年で約21万人となっており、その数はだいに減少してきている。また、農家世帯からの出稼も減少傾向をたどり、昭和61年には総数で約8万人、うち建設業に従事する者は約5万人となっている。

表3 出稼労働者の推移

(単位:人)

	出稼労働者数 (47年=100)
47	548,800(100.0)
52	332,900(60.7)
57	265,700(48.4)
58	251,500(45.8)
59	244,600(44.6)
60	234,100(42.7)
61	216,000(39.4)
62	210,600(38.4)

(資料) 労働省職業安定局調べ
 (注) 出稼労働者は、各都道府県の公共職業安定所が市町村、農業関係団体の協力を得て、各年度の期間について把握した数である。

表4 農家世帯からの出稼労働者の推移

(千人・%)

区分	総数(A)	(A)のうち建設業に従事する者(B)	(A)のうち製造業に従事する者	(B)/(A)
49	251.2	170.9	56.0	68.0
50	190.4	132.9	39.5	69.8
51	179.0	116.6	44.6	65.1
52	157.9	105.3	35.8	66.7
53	148.3	101.6	30.4	68.5
54	133.3	90.9	28.9	68.2
55	133.2	91.8	27.5	68.9
56	124.9	86.1	26.3	68.9
57	118.7	83.6	22.5	70.4
58	107.8	74.3	21.2	68.9
59	102.8	70.2	20.5	68.3
60	89.4	60.7	17.9	67.9
61	79.5	54.1	15.7	68.1

(資料) 農林水産省「農家就業動向調査」

(注) 表の数字は、農家世帯からの出稼者であり、ここでいう出稼とは、1か月以上1年末満の予定で居住地を離れ、他に雇われて就労し、その就労期間経過後再び居住地に帰ることをいう。

(2) 建設技能労働者の需給動向

最近の建設技能労働者の需給状況は、旺盛な建設活動を反映して、型枠工、鉄筋工を中心に建築関係・土木関係ともひっ迫傾向が強くなっており、「建設労働需給調査」によれば、昭和63年の調査対象職種計の不足率は3.0%と年平均で過去最高となった。

表5 職種別の建設技能労働者不足率の推移

全国／職種別

区分 年月	土 木		建 築		左 官	とび工	職種計
	型枠工	鉄筋工	型枠工	鉄筋工			
55年	2.9	3.2	1.9	1.9	1.6	2.7	2.2
56	0.9	0.5	0.1	0.9	不足なし	1.0	0.5
57	0.1	不足なし	不足なし	0.1	不足なし	0.3	不足なし
58	0.2	0.3	不足なし	0.3	不足なし	不足なし	不足なし
59	0.1	0.4	不足なし	0.4	不足なし	0.1	0.1
60	0.6	0.7	1.1	0.7	0.4	0.5	0.7
61	0.7	0.8	1.7	1.1	0.9	0.6	1.1
62	1.9	1.3	3.5	1.9	1.5	1.8	2.2
63	2.7	2.6	3.3	3.8	2.0	3.2	3.0
63年7月	1.6	2.4	3.2	3.7	1.6	2.9	2.7
8月	2.7	1.3	3.9	4.3	1.7	3.2	3.2
9月	3.2	3.1	4.8	4.9	2.1	3.0	3.7
10月	3.6	4.6	4.2	5.8	2.7	3.2	4.0
11月	4.3	2.8	4.1	4.4	3.1	4.3	4.0
12月	3.8	4.3	4.4	5.0	1.9	4.3	4.0
元年1月	2.9	3.3	3.8	4.1	2.4	3.8	3.4
2月	2.9	2.2	2.5	1.8	2.2	3.6	2.6
3月	2.5	3.2	3.2	3.0	2.2	2.8	2.5
4月	1.3	0.0	3.2	2.6	2.0	2.1	2.2

(資料) 建設省「建設労働需給調査」

注) 表の数値が大きくなれば建設労働力の逼迫傾向を示し、小さくなれば緩和傾向を示す。

$$(表の数値) = \frac{(確保したかったができなかつた労働者数) - (確保したが過剰となった労働者数)}{(確保している労働者数) + (確保したかったができなかつた労働者数)} \times 100$$

(3) 若年者の確保難と高齢化の進展

1 若年者の入職状況

新規学卒者の建設業への入職者数は、近年4万人程度で推移しており、建設業への入職率は昭和62年に若干上昇したものの近年低下傾向にある。さらに昭和62年の建設業への新規学卒入職者4万4千人のうち建設技能工（建設機械オペレーターを除く）は、1万2千人である。

表6 新規学卒入職者の推移

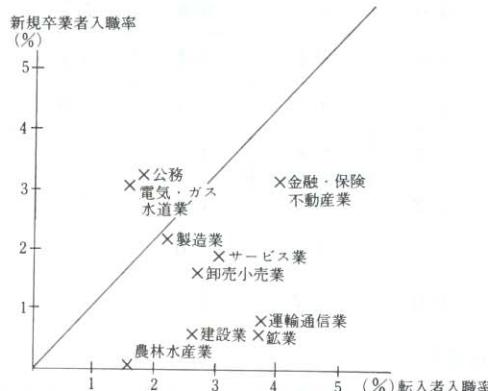
(単位：千人、%)

区分 年	50	54	55	56	57	58	59	60	61	62
新規学卒就職者 A	1,039	1,036	1,059	1,125	1,107	1,065	1,033	1,000	1,096	1,060
うち建設業入職者 B	54	54	52	50	51	51	45	39	41	44
中 卒	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高 卒	25	30	29	28	27	29	25	20	23	25
大 卒 等	20	24	23	22	24	22	20	19	18	19
建設業入職率 (B/A)	5.2	5.2	4.9	4.4	4.6	4.8	4.4	3.9	3.7	4.2

(資料) 文部省「学校基本調査」

就業者に占める新規卒業者入職数の比率（新規卒業者入職率）で見ると、建設業の新規卒業者入職率は、農林水産業を除いて最も低く、建設労働者の年齢構成の高齢化が進む原因となっている。

図一1 新卒・転入入職率(62年)



(注) 1 「学校基本調査」(文部省)、「就業構造基本調査」(総務省)より作成。

$$\text{新規卒業者入職率} = \frac{\text{新規卒業者入職数}}{\text{就業者数}}$$

$$\text{転入者入職率} = \frac{\text{他産業からの転入者}}{\text{就業者数}}$$

2 年齢構造

昭和62年の建設業就業者における30才未満の割合は、16.8%と全産業平均（22.1%）より5.3ポイント低くなっている。一方、50才以上の割合は30.0%と全産業平均（29.4%）とほぼ同程度の水準であるが、昭和50年以降、その割合は製造業等に比べ急速に増加している。

表7 就業者の年齢階層別構成比

(単位：%)

階層	産業	年												
		50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
20才未満	建設業	2.4	2.5	2.3	2.3	2.2	2.2	2.0	1.8	2.0	2.1	1.7	1.9	1.9
	製造業	4.5	3.4	3.3	3.5	2.7	2.8	2.9	2.7	3.1	3.1	3.0	3.1	2.9
	全産業	3.1	2.8	2.7	2.7	2.6	2.5	2.5	2.4	2.7	2.6	2.4	2.6	2.6
20～29	建設業	25.2	26.0	24.4	23.3	21.4	19.9	18.9	17.9	17.2	16.3	15.3	14.8	14.9
	製造業	26.9	26.6	24.5	22.4	20.7	19.5	18.8	18.2	17.7	18.0	17.9	18.0	18.5
	全産業	26.0	26.2	25.0	23.5	22.3	21.3	20.6	20.0	19.7	19.5	19.4	19.3	19.5
30～39	建設業	27.1	26.0	26.3	27.6	28.2	28.6	28.7	28.5	28.3	27.7	28.1	29.0	28.0
	製造業	27.3	27.0	27.5	28.4	29.9	29.7	29.4	29.1	27.9	27.1	26.6	26.1	25.1
	全産業	24.4	23.9	24.4	25.2	26.2	26.5	26.6	26.5	26.0	25.5	25.4	25.5	24.6
40～49	建設業	25.6	26.0	26.0	25.8	26.1	25.9	25.9	26.2	25.7	26.2	26.1	25.5	25.7
	製造業	23.1	24.1	25.3	26.2	26.3	26.8	27.4	28.2	28.5	28.8	28.7	28.1	28.2
	全産業	23.2	23.4	23.7	23.8	23.7	23.7	23.9	24.2	24.2	24.5	24.3	23.7	24.0
50才以上	建設業	19.7	19.5	21.1	21.1	22.2	23.4	24.4	25.5	26.8	27.6	28.7	28.8	30.0
	製造業	18.2	18.9	19.4	19.4	20.5	21.2	21.6	21.8	22.8	23.0	23.9	24.5	25.2
	全産業	23.3	23.7	24.2	24.8	25.4	26.0	26.4	26.9	27.6	27.8	28.5	28.9	29.4

(資料) 総務庁「労働力調査」

(4) 賃金及び労働時間の状況等

1 賃金水準

他産業に比べ生産労働者の賃金水準が低い（昭和63年平均で製造業の約93%）。なお、建設業と製造業の賃金水準を年齢階層別に比べると、30才ぐらいまでは同程度の水準であるが、それ以降、年齢階層が上るごとに建設業の賃金水準は製造業に比べ低くなる傾向にある。

表8 生産労働者（男）の年齢階層別「きまって支給する給与総額」（昭和62年）
(単位：千円)

年齢 産業	建設業	製造業	鉱業
~17	118.4	112.8	70.0
18~19	152.4	153.4	166.3
20~24	189.9	179.6	226.2
25~29	217.9	215.1	237.7
30~34	241.5	251.3	251.9
35~39	262.3	282.0	262.8
40~44	270.9	304.2	270.3
45~49	261.0	311.5	282.0
50~54	245.4	299.9	282.4
55~59	228.6	268.9	242.0
60~64	203.5	202.3	214.5
65~	183.6	173.0	172.3
平均	238.4	258.4	261.2

（資料） 労働省 「賃金構造基本統計調査報告」

注 「きまって支給する給与」とは、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであり、基本給のほか家族手当、精勤手当、職務手当、超過勤務手当等を含む。

2 労働時間

他産業に比べ生産労働者の労働時間が長い（昭和62年平均で製造業よりも1カ月当たり10時間長い）。

3 福利厚生関係

建設業における労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金の加入状況は次のとおりであり、法律による強制加入にもかかわらず未実施の企業が存在する。また退職金制度の整備状況も不十分である。

労災保険……………事務部門66% （雇用促進事業団「建設業における雇用現場部門90% 管理現状把握実態調査」）

雇用保険	65%	(労働省「雇用保険業務統計」より試算) (S 62)
健康保険：国民健康保険	90%	(建設省「若年建設従事者の確保等に関する調査」) (S 62)
厚生年金	58%	(社会保険庁資料より試算)

(5) 職業訓練

建設関係の新規入職者（又は予定者）に対する養成訓練に係る職業訓練生数は、近年、都道府県等の行う公共職業訓練及び企業が単独又は共同で行う認定職業訓練とも減少傾向にある。

また、昭和62年度時点で、建設関係の認定職業訓練を行っている訓練校は635校、訓練科は2,312科（普通847、技能向上1,241、技能士75、専修、監督者、指導員、その他149）であるが、そのうち休止（一部休止を含む）しているものは、前者82校、後者は146科となっている。

表9 建設関係の職業訓練生数（養成訓練）の推移
(単位：人)

年度	種別	公共職業訓練	認定職業訓練
57		16,075	15,261
58		16,045	13,280
59		14,990 (10,988)	11,306
60		13,840 (9,728)	8,981
61		12,205 (8,886)	7,875

(注) 1 労働省調べ

2 公共職業訓練の上段は定員、下段（）書は入校者数。

表10 建設関係の認定職業訓練の状況（昭和62年度）

実施主体	事業所		団体	計	
建設関係の訓練科を有する訓練校数 (うち休止校数)	60		575	635 (82)	
種別	普通	技能士	技能向上	その他	計
建設関係の訓練科数 (うち休止科数)	847	75	1,241	149	2,312 (146)

(注) 中央職業能力開発協会「職業能力開発施設総覧」により作成。

(6) 労働災害の状況

建設業の労働災害による死傷者は、近年減少が著しいが、なお全産業に占める建設業の死傷者の比率は高い。昭和62年、63年においては、全産業、建設業とも労働災害による死亡者が増加した。

表11 労働災害死傷者数の推移

(単位：人、%)

年	区分 全産業 死傷者計 A	うち死亡 B	建設業 死傷者計 C	うち死亡 D	C/A	D/B
40	408,331	6,046	113,444	2,251	27.8	37.2
45	354,444	6,048	102,340	2,430	23.2	40.2
50	322,322	3,725	99,406	1,582	30.8	42.5
51	333,311	3,345	103,683	1,451	31.1	43.4
52	345,293	3,302	111,026	1,464	32.2	44.3
53	348,826	3,326	118,568	1,583	34.0	47.6
54	340,731	3,077	116,487	1,404	34.2	45.6
55	335,706	3,009	112,786	1,374	33.6	45.7
56	312,844	2,912	100,281	1,173	32.1	40.3
57	294,319	2,674	91,170	1,113	31.0	41.6
58	278,623	2,588	85,175	1,106	30.6	42.7
59	271,840	2,635	79,781	1,083	29.3	41.1
60	257,240	2,572	73,595	960	28.6	37.3
61	246,891	2,318	71,602	927	29.0	40.0
62	232,953	2,342	68,355	983	29.3	42.0
63	198,261	2,549	58,447	1,106	29.5	43.4

(資料) 労働省調べ

注 63年死傷者数は未確定である。

(7) 外国人の不法就労の状況

法務省の調査によれば、近年、不法就労により入管法違反として摘発された外国人労働者の増加は著しいものがあり、昭和63年には14,314人と、昭和57年の約8倍となっている。

また、昭和63年に不法就労として摘発された外国人労働者の「稼働実態」を見ると、土木作業員3,838人（前年同期比106%増）、工具3,651人（同232%増）、雑役885人（同46.8%増）、給仕233人（同18%減）となっている。

更に、昭和63年不法就労者を「国籍別」に見ると、第1位がフィリピンの5,386人（前年同期比33%減）、以下、バングラデシュ2,942人（同572%増）、パキスタン2,497人（同176%増）の順になっており、この3国で全体の約8割をしめている。

表12 稼働区分別不法残留者等の推移

（単位：人、%）

稼働区分 年	総 数	(構成比)	土 木 作業員	(構成比)	工 員	(構成比)	雑 役	(構成比)	給 仕	(構成比)
57年	1,889 [184]		法務省	集計なし						
58年	2,339 [200]									
59年	4,783 [350]									
60年	5,629 [687]	(100.0) (100.0)	172 [171]	(3.1) (24.9)	163 [146]	(2.9) (21.3)	156 [125]	(2.8) (18.2)	96 [60]	(1.7) (8.7)
61年	8,131 [2,186]	(100.0) (100.0)	901 [900]	(11.1) (41.2)	557 [526]	(6.9) (24.1)	267 [204]	(3.3) (9.3)	213 [160]	(2.6) (7.3)
62年	11,307 [4,289]	(100.0) (100.0)	1,863 [1,862]	(16.5) (43.4)	1,101 [1,036]	(9.7) (24.2)	603 [515]	(5.3) (12.0)	283 [187]	(2.5) (4.4)
63年	14,314 [8,929]	(100.0) (100.0)	3,838 [3,807]	(26.8) (42.6)	3,651 [3,486]	(25.5) (39.0)	885 [765]	(6.2) (8.6)	233 [170]	(1.6) (1.9)

（資料） 法務省入国管理局

（注） 1 「稼働区分の名称」は法務省発表による。

2 [] 内は男性を示し、内数である。

表13 国籍別不法残留者等の推移

国籍	年	58	59	60	61	62	63
総 数		2,339 (200)	4,783 (350)	5,629 (687)	8,131 (2,186)	11,307 (4,289)	14,314 (8,929)
フィリピン		1,041 (29)	2,983 (96)	3,927 (349)	6,297 (1,500)	8,027 (2,253)	5,386 (1,688)
タイ		557 (39)	1,132 (54)	1,073 (120)	990 (164)	1,067 (290)	1,388 (369)
中国		528 (85)	466 (136)	427 (126)	356 (161)	494 (210)	502 (230)
韓国		114 (24)	61 (34)	76 (35)	119 (69)	208 (109)	1,033 (769)
パキスタン		7 (7)	3 (3)	36 (36)	196 (196)	905 (905)	2,497 (2,495)
バングラデシュ				1 (1)	58 (58)	438 (437)	2,942 (2,939)
その他の		92 (16)	138 (27)	89 (20)	115 (38)	168 (85)	566 (439)

(注) () 内は、男性を示し、内数である。

6. 建設業のII(Industrial Identity) 戦略について

〔ねらい〕

- ・ IIとは、インダストリアル・アイデンティティ (Industrial Identity) の略である。CI (コーポレイト・アイデンティティ Corporate Identity) は建設業のいくつかの企業でも盛んであるが、中小・零細業者が大部分の建設業ではCIでは足りず建設産業全体でプラスイメージの確立が必要である。
- ・ 自らの技術・技能で「モノ」を創り出していく建設産業は、本来これからの若者の価値観に訴え得るものを作っている。この点を国民に広く、的確にアピールすることがこの戦略のねらいである。

〔戦略の展開〕

① ショーウィンドーとしての現場の改善

- ・ 良くも悪しくも建設業のショーウィンドーは「現場」であるが、現状はむしろここでマイナスイメージが築かれている。
- ・ 労働者の作業環境の改善も含め、ショーウィンドーという目で現場をとらえ改善を図る。

② 用語の総点検

- ・ 「御施主様」、「日雇い」、「準直用」等々建設業の用語は解りづらいものが多い。
- ・ こうした用語の裏には多くの場合建設業の問題点が隠されている。
- ・ 建設業の用語を総点検し、国民にとって解りやすい用語の形成を図る。

③ マスメディアの活用

- ・ 不特定多数を顧客としない建設業ではマスメディアを通じたPR活動はあまり行われていない。
- ・ 国民、特に若者、婦人層、場合によっては児童等を対象にマスメディア、刊行物等によるPRを組織的に行う。

〔エピソード〕

- ・道路工事の現場で交通規制用の旗振りをしていたとき、車の中から母親が小学生の子供に対して「勉強しないとあんな人になるよ」と言った言葉を聞いた。
思いがけない突然の言葉に目の前が真っ暗になった。

(建設業に働く若者の作文コンクール当選作品から)

- ・母親の子供に対する影響力は絶大なものがあるが、聞くところによると子供の将来の進路の決定について、母親の意見の影響力が50%を占めるといわれている。

(土木学会事務局の話)

- ・「うちの子が大きくなったら測量の仕事をやりたいといっているけれど、大学まで出で何でそんなことをやらなければいけないのかしらね。」バスの中での母親の話

(土木学科在籍女子大学生の体験談)

- ・最近、都市部での工事が増えているが、こうした現場で作業員が一番困るのは昼食です。田舎なら神社の境内や裏山で食事ができるが、都市部では、汚れた作業着でレストランにいっても肩身がせまい。結局、組立中の鉄骨の上か、周囲の目を気にしながら道端で食事するしかない。

(現場所長経験者の話)

【イメージアップへの取り組み事例】

1. 建設現場の改善

- ①名古屋のある電気工事会社が「サポートカー」というユニークな車を開発し、大きな成果をあげているとのこと。トイレや会議室を装備したこの車は、いわば動く現場事務所といったところであり、市街地の作業でもトイレを捜す心配もなく食事や工事の打合せも冷暖房完備の車内ででき、若い作業員や近隣住民からの反応もいいとのことである。
- ②現場環境の改善や近隣対策として、仮りに絵を書いたり、工事の進み具合を見せるために「のぞき窓」をあけたり、親子での現場見学会を開催した。
また、型枠に使った木材の残材を、近隣サービスとして日曜大工用に無料提供して母親から本箱の作り方を教えてと頼まれるなど大変な好評を呼んだとのことである。
- ③ある建設会社では、建設現場の作業服にデザイナーのコシノ・ジュンコさんのデザインした作業服を着用するようにしたという思い切った改革を試みた。これまでの作業服は、色、デザインからかなりやぼったいイメージがあったが、今回のページュ地に赤のラインという斬新なデザインは多方面から注目を集めているようである。
- ④ある機械メーカーでは、建設機械の色をパステルカラーにし、これまでの建設機械の固いイメージを一新し、イメージアップを図り好評であるとのことである。

2. 女性の建設現場への進出

①ある建設機械の専門工事業者は、女性を大型ダンプや大型クレーンのオペレーター（操縦者）として起用し、現在10名以上が男性オペレーターと一緒に活躍しているとのこと。この会社では女子新入社員に対しても研修として建設機械の乗務実習を義務づけており、将来は大幅に女性オペレーターを増やす予定とのことである。

②また、鉄筋の専門工事業者では、女子の鉄筋工を大量に採用し、実際現場で活躍しているとのこと。この会社でも、将来は大幅に増員する予定とのこと。

現場に女性が入ることにより、男子社員にも活気がでて、現場が明るくなったとのことである。

③7、8年前から土木工学科（大学）進学希望者が減少しており、大学によっては、土木工学科を廃止する動きも始めているとのことであるが、関東学院大学では、女子土木コースを創設し、これが好評で女子受験者が年々増加しているとのこと、昨年は北海道大学と名古屋大学の土木工学科にもそれぞれ3名の新入生を迎えることができたとのことである。この女子学生を中心として土木系女子学生の会が作られ、マスコミの注目を集めているとのことである。

3. マスメディアへのアピール

①土木人気の凋落傾向に歯止めをかけるため、土木学会では、11月18日を土木の日と定め、PRに努めているが「青函ウォーク」と題して、青函トンネルを徒歩で横断することにより、土木への理解を深める試みもされている。

②あるゼネコンでは定期的に「けんせつのせかい」というシリーズの絵本を出している。担当者としては恥ずかしくてなかなか広く配布できないが、一部の識者の内では、質の高い絵本として高い評価を得ているとのことである。

建設業構造改善研究会編
建設業構造改善推進プログラム
—若者に魅力ある建設業を目指して—

1989年5月30日 第1版第1刷発行
1990年4月10日 第1版第12刷発行

定価 1,000円
(本体971円)
送料 210円

監修 建設省建設経済局建設業課

編著 建設省建設経済局建設振興課

建設業構造改善研究会

発行者 松林久行

発行所 株式会社大成出版社

東京都世田谷区羽根木1-7-11

〒156 電話 03(321)4131(代)

印刷 亜細亜印刷

©1989 建設業構造改善研究会(検印省略)

ISBN4-8028-7708-0

●参考図書

建設業法と 技術者制度

建設省建設経済局建設業課■監修

建設業法の改正により技術者制度の整備がはかられ、技術者が一層重視されるようになった。本書はこの技術者制度について「建設業の許可と技術者」「工事現場における技術者」「技術者などの現場専任制」などに分けて解説した注目の書。

A5判・定価1854円(本体1800円)・円260

わかりやすい 建設業法〔改訂3版〕

建設業法研究会■編著

建設省建設経済局建設業課の担当官が、建設業法の概要ならびに各条文の趣旨と内容を、図表を多数用いわかりやすく解説した。建設業に携わるすべての方々の入門書。

A5判・280頁・定価1854円(本体1800円)・円260

建設業のための 消費税解説

建設業税務研究会■編著

建設業関係者の多くの疑問にイラスト等をまじえてわかりやすく解答し、消費税について、特に建設業に関係の深い事項を具体的な計算例等を用いて解説した、2色刷の、興味深い必携書。

B5判・120頁・定価1030円(本体1000円)・円260

建設業雇用・安全衛生・ 下請管理マニュアル

建設工業労務研究会■編集

建設業の労務安全管理の実務に関するあらゆることがらを完全に網羅し、雇用・安全衛生・下請管理の基本的な考え方から、日常必要とされる書式の作成方法などまで、業務の全てが一貫して理解できるよう編集。

B5判・加除式・定価10,300円(本体10,000円)・円実費



〒156 東京都世田谷区羽根木1-7-11 ☎03(321)4131



ISBN4-8028-7708-0 C2032 P1000E 定価1000円(本体971円)